

人権擁護者の支援に関するユニリーバの原則

および既存のコミットメントと要件
に関する実施指針

目次

第1節

実施指針（既存のコミットメントと要件に関する）	3
定義	9

第2節

既存のコミットメントおよび要件に関する実施指針	11
定義とリスクを取り巻く背景	13
人権擁護者に対するリスクにおける「レッドライン」とは何か？	17
実施手順の概要	18
実施手順	19
ステップ1 人権擁護者および擁護団体のステークホルダーマップを作成する	20
ステップ2 市民的自由および人権擁護者に対するリスクを特定する （人権デュー・ディリジェンスの一環として）	23
ステップ3 特定されたリスクを予防措置を通じて軽減する	28
ステップ4 人権擁護者への負の影響が生じた場合の対応：意思決定の手順	32
<ul style="list-style-type: none"> 影響と事業に直接的な関連がある場合の対応 人権擁護者および市民的自由を支援する妥当性があるかを特定する 	34 37
ステップ5 適切な対応策を特定する	39
ステップ6 人権擁護者や市民的自由を支援するための長期的な機会を特定する	42
ステップ7 苦情処理メカニズムの利用可能性および安全性を含め、効果的な救済を受けられるようにする	43
難しい判断への対応	47
ビジネスパートナー向け指針	49
付録：枠組みと基準	52

第1節

人権擁護者を支援するユニリーバの原則

人権は、健全で強靱な社会および持続可能なビジネスの基盤です。

当社は、「ビジネスと人権に関する国連指導原則」に沿って、すべての人々の人権を尊重し、促進することに尽力するとともに、その進捗状況を公表することをコミットしています。当社の人権に関する取り組みおよびユニリーバの人権方針声明は、国際人権憲章および国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」に定められた基本的権利と原則に基づいています。

人権擁護者（HRD）に関する本原則は、国連の「普遍的に認められた人権および基本的自由を促進・保護する個人、集団および社会機関の権利と責任に関する宣言」（通称「国連人権擁護者宣言」）および「ビジネスと人権に関する国連指導原則」によって導かれています。また、本原則は『先住民族の権利に関する国連宣言』からも重要な示唆を得ています。さらに、具体的な指針は、報告書『圧力下にある共

有空間：市民的自由と人権擁護者への支援』、国連ビジネスと人権に関する作業部会による報告書『ビジネスと人権に関する指導原則：人権擁護者への尊重を確保するためのガイダンス』、および人権擁護者への尊重の確保に関するその他の国連報告書からも得られています。

本方針は、以下の文書を補完するものであり、併せて参照されるべきものです。

1. [人権方針声明](#)
2. [責任あるパートナー方針（RPP）](#) および
3. [「人と自然に関する方針」](#)

ビジネスパートナーに対する当社の要件は、「責任あるパートナー方針（RPP）」に定められています。RPPの第一原則では、事業活動は、法令を遵守し、誠実に行われることを求めています。人権擁護者を支援するためのユニリーバ原則への違反は、「責任あるパートナー方針」に関連するものを含め、当社の既存のプロセスに従って対処されます。

ユニリーバは、以下を認識しています：

1 人権擁護者とその役割の重要性

2 人権擁護者の脆弱性

3 国家と企業のそれぞれの役割

4 有意義かつ安全な対話の必要性および人権擁護者との建設的な関与

5 苦情処理メカニズムおよび救済の重要性

1. 人権擁護者とその役割の重要性

国連人権高等弁務官事務所は、人権擁護者を「単独または集団で、平和的に行動し、人権の促進および保護に取り組むあらゆる個人」と定義している。

人権擁護者には、平和的な手段を通じて、個人や人々の権利および市民的自由の促進、保護、あるいはその保護と実現を目指して活動する個人、コミュニティ、団体、または協会が含まれます。人権擁護者は、その「身分」ではなく、その「活動」によって定義されます。

ユニリーバは、自らを人権擁護者と自認する者だけでなく、人権および市民的自由の擁護者であるすべての個人およびコミュニティの権利を尊重することをコミットしています。これには内部告発者、苦情申立人、地域コミュニティの代表者、反腐敗活動家、環境権や土地権の擁護者、労働組合員、ジャーナリスト、学者などが含まれ、また、非暴力的な手段を通じて人権および市民的自由の促進、保護、あるいはその保護と実現のために活動する、彼らの組織、協会、グループ、コミュニティも含まれます。

国連「人権擁護者に関する宣言」に則り、人権を擁護する者は、暴力を行使することなくその活動を行うべきである。暴力を用いたり、その使用を提唱したりする団体や個人は、たとえ他者の権利を擁護することが公言された目的であっても、人権擁護者とはみなされません。

市民的自由の保護と法の支配の尊重は、市民社会にとっても企業にとっても極めて重要です。私たちは、人権擁護者が以下の点において重要な役割を果たしていると感じています。

- 健全な市民的空間の形成に**貢献する**。これには、表現の自由、結社の自由、平和的集会の自由、および公共の事務に参加する権利の保障が含まれる。
- ビジネスや国家活動において、権利保有者に対するリスクや直接的な脅威を**特定する**。
- デュー・ディリジェンスの実施を推進し、人権上のあらゆる懸念に対応する。これには、市民的、政治的、経済的、社会的、環境的または文化的権利、あるいは健康に関連するものが含まれる。
- 救済措置の提供を**支援する**。被害者が、事業活動に関連するものを含め、司法および非司法の正義のメカニズムを利用できるようにする。また、特定の個人や、その個人が属する集団やコミュニティの権利に焦点を当てる場合も含め、あらゆる人権上の懸念に対応する。
- また、地域および世界規模で法の支配を**強化する**。平和を構築し、紛争を予防し、貧困と不平等を解消し、ジェンダー平等を促進し、環境を保護し、持続可能な開発を推進する。

2. 人権擁護者の置かれた脆弱な状況

私たちは、人権擁護者がますます脆弱な状況や環境に置かれつつあること、また、多くの国において、しばしば制限的な法規制、社会的烙印、異議申し立ての封殺により、彼らが安全に活動できる余地が狭まっていることを認識しています。

人権擁護者は、物理的およびオンライン／サイバーの双方においてリスクにさらされているほか、司法的介入や、人権侵害の暴露を阻止しようとする者たちからも危険にさらされています。脅威やリスクには、賄賂や、個人やコミュニティを人権擁護者（HRD）に敵対させるよう仕向けるその他の試み、社会的烙印や名誉毀損、戦略的訴訟（SLAPP）を含む法的措置、デジタル攻撃、性的暴力、殺害、強制移住、監禁なども含まれます。

労働組合の代表者や女性の権利擁護者など、人権問題を擁護・報告する特定のグループは、歴史的、人種的、あるいは民族的な差別を含む、さらなる危険や差別的行為に直面するため、特にリスクにさらされる可能性があります。この危険は、先住民族の人権擁護者、LGBTQI+の人権擁護者、また

その他の権利を剥奪された集団や少数派集団に代わって活動する者たち。人権擁護者への影響は、身体的であると同時に心理的である場合もあります。

先住民族や地域コミュニティは、しばしば人権侵害にさらされやすく、その生計、食料安全保障、資源、その他の権利は、土地を使用または所有する権利が尊重されることに大きく依存しています。「責任あるパートナー方針」の基本原則14は、先住民族を含むコミュニティの土地権を、特に「自由かつ事前の情報に基づく同意（FPIC）」という参加型プロセスの適用を通じて尊重し促進すべきであることを明確に規定しており、土地収奪に対するゼロ・トレランス方針を定めています。土地や環境問題に取り組む人権擁護者は、他の分野の人権擁護者に比べて攻撃を受けるリスクが高く、立ち退き、強制移住、生計手段の喪失といったリスクにも直面する可能性があります。先住民族の共同的な先祖伝来の土地に関する権利について、法的承認や法執行が欠如していることは、しばしば先住民族の人権擁護者に対する攻撃を可能にしています。

3. 国家と企業のそれぞれの役割

私たちは、人権擁護者の状況に関する国連特別報告者の勧告を支持し、国家および企業は以下のことを行うべきであると考えております。

- 各分野で活動する人権擁護者の役割を**支援し**、積極的に促進する。
- 人権擁護者が重要な活動を行っていることを理由に標的とされた際には、公に声を上げる。

企業は、表現の自由、結社の自由および集会の自由の権利を侵害するいかなる行為も、直接的・間接的を問わず、支持してはならない。企業として、また「市民的自由・人権擁護者に関するビジネス・ネットワーク」の声明（市民的自由、人権擁護者および法の支配を支持する声明）の署名者として、我々は以下の勧告の実施をコミットしています。

- 経済成長における市民的自由の重要性を**認識する**。
- 市民的自由が脅かされている場合には**これを支援する**。
- 人権デュー・ディリジェンス評価（人権影響評価を含む）を実施する際、表現の自由、集会の自由、結社の自由、および人権擁護者の安全に対するリスクを**評価する**。
- 市民の権利と自由を支援する取り組みに貢献する。
- 当社の事業活動、作為または不作為が、人権擁護者に対する報復、暴力、死亡、法的嫌がらせ、またはその他のいかなる形態の沈黙強要や烙印を押すことにつながるよう**確保する**。また、
- 自社の事業活動を通じて、または事業の結果として関与することになる人権擁護者への負の影響に**対処する**。

4. 人権擁護者との有意義かつ安全な対話および建設的な関与の必要性

当社は、独立した専門家、批判的な意見を持つ人々、権利保有者およびその代表者を含む、あらゆる声が届くよう、安全かつ開かれたコミュニケーション窓口を通じた実質的かつ建設的な対話を強く支持します。

私たちは、人権擁護者と率直かつ建設的に関わり、協議を行い、彼らが、私たちの政策、決定、行動、および私たちがビジネス関係にある者による決定や行動が人権に与える影響について、問題を提起し、懸念を表明できる場を支援します。

また、当社が関与している人権擁護者について、その権利や自由が侵害されたと主張する信頼できる申し立てが寄せられた場合、当該擁護者に代わって行動する者とも建設的に対話します。

当社は、人権擁護者を支援・保護するために当社が講じた、または講じ得る具体的な措置について情報を提供します。これらの措置には、ユニリーバ自身の事業活動であれ、サプライチェーン全体に関わるものであれ、あらゆる問題について人権擁護者と建設的に対話することが含まれます。

5. 苦情処理メカニズムおよび救済の重要性

人権を尊重する環境づくりへのユニリーバの取り組みは、当社の「ビジネス原則規範」の中核をなしています。したがって、当社は、人権擁護者に対するいかなる脅迫、威嚇、暴力、または報復も一切容認しません。

個人およびコミュニティは、報復を恐れることなく、厳重な秘密保持の下、または匿名で、直接当社に懸念を提起することができます。その方法として、以下の手段を利用できます。

- 外部で運営され、安全性および機密性が確保され、可能な場合には電話またはインターネットを通じてアクセス可能な第三者窓口（例：エシックス・ライン）を通じて、または、
- 利用可能な場合には社内の苦情処理メカニズムを通じて、個人およびコミュニティは、報復を恐れることなく、機密性が保たれた形で、または匿名で懸念を提起することができます。

当社は、報告されたすべての懸念事項について、十分に、効果的かつ迅速に調査を行い、当社の事業活動が本原則の違反を引き起こした、またはこれに寄与したことが判明した場合には、これを是正します。また、当社の事業活動を通じて、または当社のビジネス関係の結果として関与した場合には、人権擁護者に対する負の影響について、当社の影響力に見合った適切な方法で対処します。

個人またはコミュニティが、自身の人権が侵害されたと考え、当社に直接申し立てることができないと感じる場合、当社は、彼らが救済にアクセスする権利を認めます。当社は、彼らが国家に基づく司法的または非司法的メカニズムへのアクセスを妨げません。また、申し立てられた人権への影響の調査または裁定に関して、必要かつ許容される範囲で、所管当局と協力するよう努めます。

当社は、人権擁護者および環境人権擁護者の権利または自由を侵害する可能性のある法的措置を講じず、また、これらの人々を犯罪化し、またはその正当性を否定することにつながるその他の行為も行いません。

同様に、当社はビジネスパートナーおよび第三者サプライチェーンの関係者に対し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則（UNGP）」に整合する苦情処理メカニズムを構築することを求めます。ビジネスパートナーは、人権擁護者の合法的な活動を妨げたり、表現の自由、結社の自由、または平和的集会の権利を制限したりしてはなりません。これには、当該ビジネスパートナーの事業活動に関連する可能性のある問題について積極的に活動する人々も含まれます。

ビジネスパートナーが、直接、またはその第三者サプライチェーンを通じて、人権擁護者の権利を侵害したという明確かつ信頼できる証拠がある場合、当社は、当社の苦情処理プロセスに従い、必要に応じて適切に当社の影響力を行使します。また、当社は当該ビジネスパートナーに対し、引き起こされた被害を停止、防止、軽減または是正するための迅速な措置を講じることを期待します。さらに、人権擁護者が司法へのアクセスを得ることができるよう、法的枠組みおよび国際的に認められた人権手続の中で対応することを求めます。

当社の事業活動が本原則の違反を引き起こした、またはこれに寄与したという明確な証拠がある場合、当社は、期限を定め、進捗を監視する是正措置を講じます。ビジネスパートナーが本原則の違反を引き起こした、またはこれに寄与したという明確な証拠がある場合、当社は当該ビジネスパートナーと連携し、違反を軽減および是正するための適切な措置を講じるよう求めます。

ビジネスパートナーが対話を拒否する場合、または本原則の違反を是正もしくは軽減するための措置を講じない場合、当社は、本原則に基づく当社のコミットメントの履行と整合する形で、ならびにユニリーバの「責任あるパートナーポリシー」および「責任あるパートナープログラム」全体と整合する形で、適切な対応を行います。

定義

腐敗防止人権擁護者

ガバナンスの問題に取り組み、透明性と説明責任を促進し、あるいは汚職を暴露する個人または機関。

ビジネスパートナー

ユニリーバが事業運営を行う上で、上流（直接のサプライヤーおよび第三者製造業者）および下流（顧客、代理店、販売業者）のいずれにおいても、商業的関係を持つあらゆるパートナー。

市民的自由

表現の自由、結社の自由、平和的集会の自由、および公共の事務に参加する権利が含まれます。

コミュニティの代表者

コミュニティを代表し、また、コミュニティに代わって公式に発言するために選ばれた個人。

申立人

申し立てを行う個人。その申し立てが裏付けられた場合、本原則の違反となります。

直接サプライヤー

ユニリーバ・グループ会社が、ユニリーバに資材また、サービスを提供するために報酬を支払うサプライヤー。

環境人権擁護者

国連の定義によれば、「個人またはグループが、個人的または職業的な立場において、平和的な方法で、水、空気、土地、動植物を含む環境に関連する人権の保護および促進に努める者」。これらの人々は、その行動により、環境および土地に関する権利の保護に取り組む存在とされています。環境破壊や土地収奪を明らかにし、これに反対するジャーナリストや人権擁護者、または弁護士として活動することもあります。多くの場合、大規模開発プロジェクトによる被害から伝統的な土地を守る先住民族の指導者やコミュニティのメンバーです。

「人権擁護者」という用語は、個人としての人権擁護者と、地域コミュニティ（先住民族、伝統的コミュニティ、アフリカ系コミュニティなど）を含むコミュニティの双方を指します。当社は、特定の集団が、他の人権擁護者に付与される権利を超える権利を有していることを認識しています。例えば、先住民族コミュニティの土地に関する権利および自己決定権などが挙げられます。

苦情処理メカニズムまたは苦情処理プロセス

正式または非公式、公式または非公式、法的または非法的（司法的または非司法的）な苦情処理手続であり、特定の事業活動または事業運営によって悪影響を受けた個人、労働者、コミュニティ、あるいは市民社会組織が利用できるものを指します。

ユニリーバでは以下の仕組みを設けています。

- 第三者も利用可能な機密保持された「コード・サポート・ライン」（内部通報窓口）を設けており、電話またはインターネット経由で利用可能です。
- また、これは、ユニリーバの全従業員、ビジネスパートナーの従業員、および当社のサプライチェーンに属する従業員が（www.unilevercodesupportline.com）にて利用可能です。また、
- パーム油サプライヤーに特化した苦情処理メカニズムとして、当社はパーム油苦情処理メカニズムを設けています。このメカニズムは、当社のバリューチェーンに属する者、またはそれらを支援もしくは代表する者が利用可能です。詳細については、パーム油に関する苦情の申し立て方法を含む当社のパーム油苦情処理手順に記載されています。

人権擁護者

平和的な手段により、個人および人々の権利と基本的自由の促進および保護のために、個人として、またはグループやコミュニティとして行動するすべての人を指します。人権擁護者は、その人が誰であるかによってではなく、その活動内容によって定義されます。したがって、人権擁護者には、自らを人権擁護者と認識している者に限らず、地域住民、ジャーナリスト、先住民族、伝統的コミュニティ、アフリカ系コミュニティなどが含まれます。また、暴力を行う、または扇動する個人は含まれません。当社は、特定の集団が他の人権擁護者に付与される権利を超える権利を有していることを認識しています。例えば、先住民族コミュニティの土地に関する権利や自己決定権などが挙げられます。

自社運営

ユニリーバが所有し、管理するすべての施設。

サードパーティのサプライチェーン

ユニリーバに直接的に資材やサービスを提供していないが、当社の直接サプライヤーに直接供給を行っているため、ユニリーバの拡張サプライチェーンの一部を構成するサプライヤー。

内部通報者

ユニリーバの方針および関連する主要文書に違反する、雇用主による違法、不適切、危険、または非倫理的な慣行や行為を報告し、報復のリスクにさらされる可能性のある、現従業員または元従業員を含むほか、契約社員、派遣社員、コンサルタント、請負業者、研修生／インターン、ボランティア、学生アルバイト、元従業員など、従来の雇用主と従業員の関係にない個人も含まれます。

ゼロ・トレランス

あらゆる形態の脅迫および攻撃を断固として非難し、ビジネスパートナーおよびそのサードパーティのサプライチェーンに対し、そのような行為に決して関与しないことを求めます。脅迫や攻撃に関する信頼できる申し立てがある場合、調査を行い、ユニリーバまたはそのビジネスパートナーの関与が確認された場合には、RPPおよびその他の適用される方針に従って措置を講じます。当社は、権利主体の権利を尊重する結果となるよう、最も適切な対応を取ります。ユニリーバは、権利保有者を尊重する解決につながる可能性が最も高いと当社が判断する措置を特定するため、原則に基づいたアプローチを取ります。そのような措置には、対話、対話と並行した取引停止、または契約解除が含まれる場合があります。当社の決定は、ビジネスパートナーとの関係において当社が持つ適切な影響力の度合いにも依存します。いかなる場合においても、ビジネスパートナーが問題に対処できず、または対処する意思を示さない場合、また適切な場合には是正措置を講じられない場合、当社は関与を終了します。ビジネスパートナー自身の第三者サプライチェーンに関して信憑性のある申し立てがなされた場合、ユニリーバはビジネスパートナーに対し、調査を行い、必要に応じて人権擁護者への被害を軽減または是正するための適切な措置を講じることを期待します。ユニリーバは、ビジネスパートナーと共に、そのような申し立てについてフォローアップを行う用意があります。

第2節

既存のコミットメントおよび要件に関する実施指針

企業は、人権擁護者による極めて重要な活動に依存し、その恩恵を受けています。

- ・ **人権擁護者は**、「炭鉱のカナリア」（すなわち早期警告の役割として）としての役割を果たしています。彼らは人権侵害を暴露し、説明責任を求め、改革を加速させます。
- ・ **人権擁護者は**、地域社会や国際的なステークホルダーから正当性を認められており、企業の関係や社会的許容度に影響を与えています。

同様に、および説明責任のあるガバナンス、市民的自由が確保された共通の基盤に依存しています。

- ・ **これらの**要素は、持続可能で収益性の高いビジネス環境の基盤となります。これらが脆弱であったり欠如していたりすると、事業運営上のリスクや評判リスクが高まります。

ステークホルダーからは、企業が人権擁護者の権利を支援・尊重し、彼らが依存する市民的自由（表現の自由、集会の自由、結社の自由を含む）の環境整備に果たすべき役割について、期待が高まっています。

「共有空間」と人権擁護者の双方が、世界的にますます大きな圧力にさらされています。企業の事業活動に関連する人権擁護者への攻撃を追跡している「ビジネス・アンド・ヒューマンライツ・リソース・センター」は、2015年の追跡開始以来4,700件以上の攻撃を記録しており、2022年だけで550件以上の攻撃が記録されている。² グローバル・ウィットネス（Global Witness）の報告によると、2012年に殺害事例の追跡を開始して以来、平均して2日に1人の割合で土地・環境人権擁護者が殺害されています。³ 採掘業と並んで、農業も一貫して攻撃報告が最も多いセクターの一つとなっ

ています。同様に、世界的に権威主義へと傾斜する中で、市民的自由も脅威にさらされている。本ガイダンスは、ユニリーバの「人権擁護者支援原則」に基づき、当社の「人権方針声明」、「責任あるパートナー方針」、「人と自然の方針」を含む既存のコミットメントおよび要件の実施に資するものです。

- ・ ユニリーバの「人権に関する方針声明」では、次のように明記されています。「当社は、環境および人権擁護者に対する虐待、脅迫、威圧、身体的または法的攻撃、ならびに報復を一切容認しません。当社は、国連人権擁護者の状況に関する特別報告者の勧告を支持します。すなわち、国家および企業は、それぞれの分野で活動する人権擁護者の役割を積極的に支援・促進すべきであり、人権擁護者がその重要な活動を行っていることを理由に標的とされた場合には、積極的に声を上げるべきであるというものです。当社は、自社の事業活動を通じて、あるいはビジネス関係の結果として関与する、人権擁護者への負の影響に対し、当社の影響力に見合った適切な方法で対処します。人権問題の根本原因に対処し、体系的かつ持続的な変化をもたらすことができるよう、当社の規模を活かし、他の企業、市民社会、労働者代表、業界団体、ならびに政府やその他のステークホルダーと連携し続けていきます。」

2 2022年の人権擁護者とビジネス：地球を守るために企業の権力に挑む人々、ビジネス・アンド・ヒューマンライツ・リソース・センター

3 抵抗の10年：世界的な殺害の10年、グローバル・ウィットネス

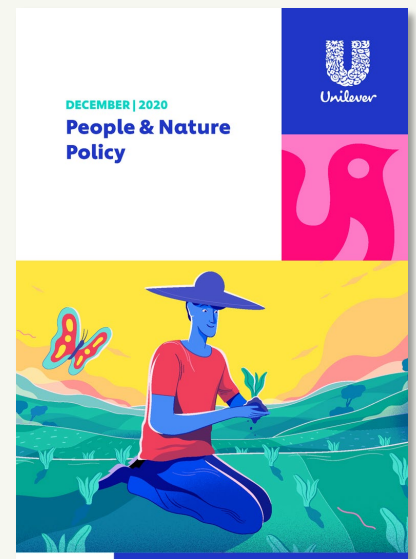
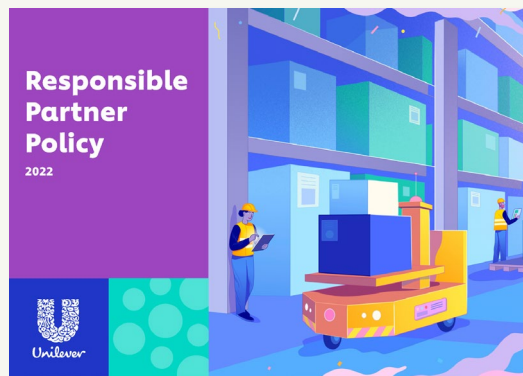
- 「責任あるパートナー方針 (RPP)」：
RPPは、人権擁護者に対する虐待、脅迫、威圧または報復に対して一切容認しないことを明確に示しています。
- 「人と自然」方針：本方針は、人権擁護者との関与および協議にコミットし、彼らに対するあらゆる形態の脅迫、威圧または報復を非難するとともに、人権擁護者の活動と安全を支援するための協力を促進することを目的としています。

本ガイダンスは、ユニリーバのコミットメントを実行に移すものです。

- 人権擁護者の極めて重要な役割および脅威に直面する際の脆弱性を認識します。
- 人権擁護者との対話および建設的かつ安全な関与を可能にします。
- 人権デュー・ディリジェンスの中に、人権擁護者に関するリスクを組み込みます。

- 人権擁護者およびその他の権利主体に対し、救済および苦情処理メカニズムへのアクセスを提供します。
- ユニリーバの事業活動、行動または不作為が、報復、暴力、死亡、法的嫌がらせまたはその他の攻撃や烙印付けにつながらないように努めます。
- 市民社会やその他のステークホルダーからの、ビジネスが市民の自由（表現、集会、結社の自由）を支援することへの期待の高まりに応え、人権擁護者、市民社会、そして企業がすべて依存する、法の支配と説明責任のあるガバナンスという「共有の場」を支えることへの期待が高まっています。

本指針は、ユニリーバの事業活動全般、および当社のビジネスパートナー（グループ会社、すべての事業部門および事業拠点）ならびにそれらのサプライチェーン全体に適用されます。



定義とリスクを取り巻く背景

人権擁護者とは誰か？

人権擁護者の権利と責任は、以下の文書において権威ある形で規定されています。『普遍的に認められた人権および基本的自由を促進し保護する個人、集団および社会機関の権利と責任に関する国連宣言（1999年）』に、その詳細が記されています。

人権擁護者とは、非暴力的な手段を用いて人権を擁護または促進する活動を行う者を指します。擁護者の年齢、性別、国籍、民族、人種、性的指向、宗教的所属は問わない。個人または集団として活動する彼らは、**労働組合の組織者、内部告発者、法律・司法の擁護者、地域社会の組織者、腐敗防止人権擁護者、そしてジャーナリストである。**彼らの活動には、**抗議やデモ、社会運動、オンラインキャンペーンなどが含まれる。**また、**土地・環境の擁護者、先住民族の権利擁護者、労働運動家も、その活動が人権と交差しているため、すべて人権擁護者とみなされることを理解することが極めて重要です（下記参照）。**

人権擁護者とは、人権を守り、または促進するために非暴力で活動する人を指します。

人権擁護者は、自らをそのように自認する必要はありません。例えば、腐敗防止人権擁護者は、必ずしも自らを人権擁護者と自認するとは限りません。しかし、人権と説明責任のある機関との間には強固なつながりがあり、また腐敗はあらゆる人権の保護を損なうものであるため、彼らの人権擁護者とみなすことは依然として適切です。

人権擁護者は、しばしば市民社会組織やNGOを通じて活動しています。人権擁護を提唱するために活動するNGOのスタッフは、人権擁護者とみなされます。しかし、擁護者との連携を図る上では、国際的な人権NGOのみと関わるだけでは通常不十分とされ、現地のNGOや擁護者とも連携することが必要とされています。

この文脈において、「暴力」はどのように理解すべきか？

人権擁護者は、座り込み、ボイコット、デモ行進、道路封鎖といった非暴力的な「直接行動」を行うことがあります。こうした行動は混乱を招く可能性があります。正当なアドボカシーの形態です。しかし、従業員、顧客、警備員、地域住民、またはその他いかなる人物に対しても、身体的な力の行使やその脅迫は、非暴力的な行動から暴力的な行動へと一線を越えるものです。また、破壊工作、器物破損、窃盗、放火といった犯罪行為に関連する行動も、暴力的な抗議の形態とみなされます。

土地および環境の擁護者も人権擁護者となるのか？

土地と環境を守る人権擁護者たちは、地域社会の土地を保有し所有する権利を守り、自然環境の汚染や破壊を防ぎ、水源、森林、生物多様性、生態系を保護し、気候変動を助長する行為を阻止するなど、環境保全のために様々な活動に取り組んでいます。

土地・環境人権擁護者は、その活動が人権問題と交わり、重なり合っているため、一般的に人権擁護者と見なされています。例えば：

- 水源の**保護は**、水や食料へのアクセス権という地域社会の権利と密接に関連している。
- 伐採や森林破壊による環境破壊への抗議活動も、同様に森林地域社会の土地や生計に対する権利と結びついていることが多く、これは、森林内およびその周辺に住むコミュニティが、住居、食料、生計、そして文化を森林に依存しているためです。

- 伝統的な土地の権利や小規模農業を侵害するパーム油開発への**抵抗**は、しばしば、土地へのアクセスに依存する人権の擁護と結びついています。土地へのアクセスに依存する人権の擁護と結びついています。

- 先住民族の土地に対する権利**を守ることは**、同様に、先住民族が自らの文化や伝統的な生活様式を実践する権利を守ることに繋がります。

さらに国連は、健全な環境に対する権利を、それ自体が人権であると認めています。こうした相互関連性があるため、土地および環境の擁護者は、本実施ガイダンスの目的上、人権擁護者とみなされます。

人権擁護者に対する脅威とはどのようなものか？

人権擁護者に対する脅威や攻撃には、身体的暴力だけでなく、威嚇や沈黙を強いる非身体的な試みも含まれます。擁護者は、殺害、殺害の脅迫、暴行、恣意的な逮捕、拘禁などの被害に遭う可能性があります。女性人権擁護者は、ジェンダーに基づく暴力や性的暴力に不釣り合いなほどさらされています。擁護者を沈黙させようとする試みは、訴訟や刑事告発だけでなく、監視、嫌がらせ、その他の威嚇行為を通じて行われることもあり、これにはオンライン上の嫌がらせや「ドクシング」（擁護者の身元やその他の個人情報オンライン上で暴露すること）も含まれます。

人権擁護者への攻撃を記録している「ビジネス・アンド・ヒューマンライツ・リソース・センター」は、身体的攻撃よりも、さまざまな形態の司法的嫌がらせの方がさらに一般的であると報告しています。司法的嫌がらせには、例えば根拠のない刑事捜査や訴訟による刑事責任追及が含まれます。

例えば、根拠のない刑事捜査や訴訟による刑事責任追及（時には組織犯罪法や反テロ法が人権擁護者に対して適用される場合もある）、恣意的な逮捕や拘禁、虚偽の容疑による起訴、そして集会や言論の自由を制限するための非常事態法の悪用などが挙げられます。集会・表現・結社の自由といった基本的な市民的自由の行使に対する刑事責任追及は、広範に蔓延している問題です。

これには、企業やその他の団体による法制度の悪用も含まれます。例えば、「市民参加に対する戦略的訴訟（SLAPP）」は、人権擁護者を費用がかかり時間を要する法的手続きに巻き込むことで、沈黙させようとする根拠のない訴訟です。

SLAPPとは何か、なぜ懸念されるのか？

「市民参加に対する戦略的訴訟（SLAPP）」とは、人権擁護者を高額で時間のかかる法的手続きに巻き込むために用いられるものを指します。これにより、正当な懸念を表明することが妨げられる場合があります。SLAPPは、公の場で対面およびオンラインで抗議を行う人権擁護者を標的として提起されることがあります。例えば、農薬使用による健康への影響について正当な懸念を提起した人権擁護者に対し、企業が訴訟を起こす場合があります。このような訴訟により、最終的に訴訟が成功しなかった場合でも、長期にわたる証拠開示手続きや高額な弁護士費用を負担させられる可能性があります。また、訴訟の進行中には、人権侵害についてさらに発言することが妨げられることもあります。

SLAPP訴訟は、訴訟の対象となった本人だけでなく、同様の法的手続きに巻き込まれることを恐れて、他の人権擁護者が発言を控えるようになる可能性もあります。

SLAPP訴訟は、企業だけでなく政府機関によっても提起されることがあります。

人権擁護者に対する物理的および法的攻撃は、同じ目的を果たし、同じ効果をもたらします。すなわち、人権擁護者やその支援者を黙らせたり威嚇したりすることにあります。人権の保護や説明責任が欠如している状況下では、脅迫や攻撃に対して無防備な状態にあります。人権のための法的保護や説明責任の仕組みが脆弱な場合、その結果として不処罰が蔓延しています。市民的自由の「共有空間」に対する制限は、表現の自由、結社の自由、集会の自由を含め、人権擁護者の自

由を高めるリスクを高めます。このような活動は、これらの自由と説明責任を果たす機関に依存しているからです。逆に、人権擁護者に対する攻撃は、人権と法の支配のための保護体制の不備を反映しています。



様々な状況下における人権擁護者への脅迫や攻撃の具体例

これらの具体例は、世界各地の様々な状況下で、公に報告されている人権擁護者に対する攻撃に基づいています。これらは、さまざまな産業や文脈に関連して人権擁護者が直面する脅迫、暴力、攻撃の範囲を示すものです。

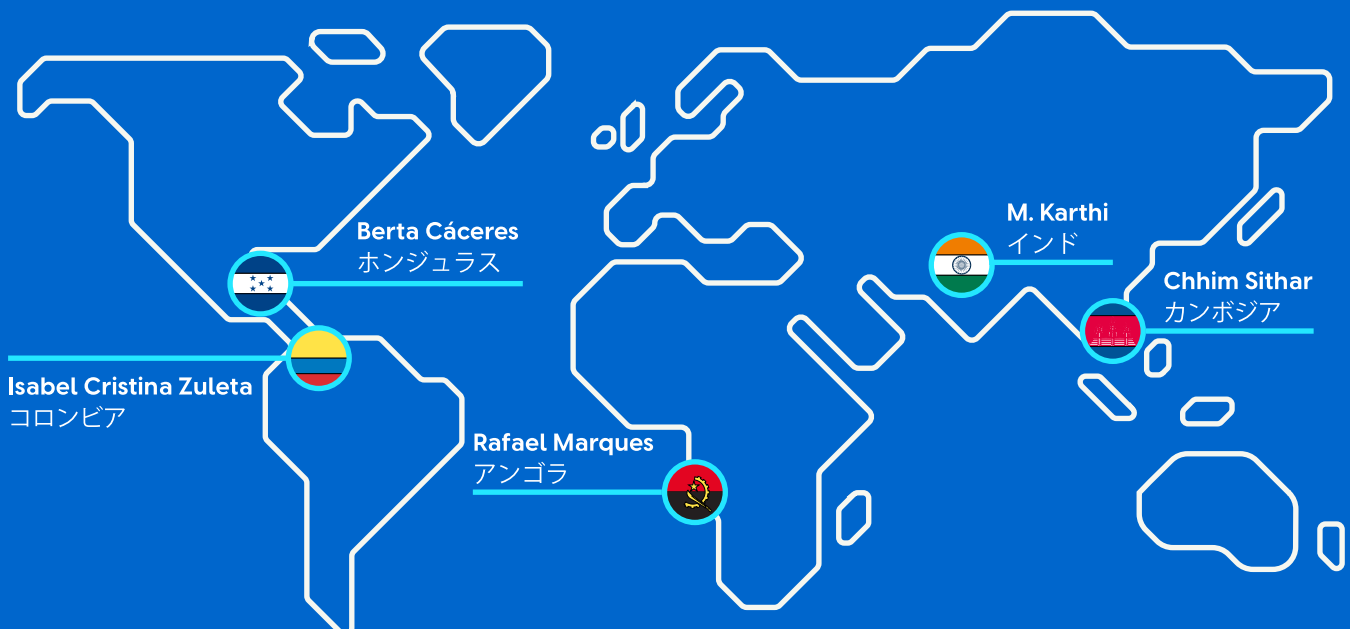
アンゴラの人権・環境人権擁護者ラファエル・マルケス・デ・モライス氏は、鉱山開発プロジェクトに関連する殺害や拷問の事例について書いたとして、2015年に「刑事名誉毀損」の罪で起訴されました。同氏は、最高で9年の懲役刑に処される可能性のある罪に問われました。

2015年のゴールドマン賞（環境人権擁護者賞）を受賞したホンジュラスの先住民環境人権擁護者ベルタ・カセレス氏は、2016年に暗殺されました。カセレス氏は、アグア・サルカ水力発電プロジェクトへの反対活動により、長年にわたり脅迫や監視にさらされていました。最終的に、ダム建設会社の元幹部を含む複数の人物が、彼女の殺害を指示した共謀罪で有罪判決を受けました。

インドの人権擁護者M・カルティ氏は、2018年、トゥットウックディ州での銅鉱山開発計画に反対する抗議活動中に、他の10名と共に警察により殺害されました。

カンボジアの労働組合指導者チム・シタール氏は、他の労働組合員らと共にナガワールド社に対するストライキに参加した後、「社会秩序を乱すよう扇動した」という容疑で2023年2月に逮捕されました。人権団体は、この容疑がカンボジアにおける市民社会の活動を狭めていることを示していると主張しています。

コロンビアの人権・環境人権擁護者イサベル・クリスティーナ・スレタ氏は、水力発電ダム建設プロジェクトへの反対活動に関連して、長年にわたり脅迫、嫌がらせ、性的暴力、強制失踪の恐れなどの深刻な攻撃を受けていました。彼女の攻撃を当局に報告したにもかかわらず、十分な保護を受けられず、逆にダム建設企業に対する攻撃を扇動したとして非難されました。



人権擁護者に対するリスクにおける「レッドライン」とは何か？

人権擁護者に対するリスクのすべてを、企業自身だけで完全に排除できるわけではありません。特に、企業の管理が及ばない複数の要因からリスクが生じる場合や、法の支配が脆弱な国、武力紛争地域では、極めて深刻なリスクが存在します。

しかし、ユニリーバは、自社の従業員、ビジネスパートナー、または第三者サプライチェーンが、人権擁護者に対するいかなる形態の脅迫や攻撃に関与することを決して容認しません。これらの「レッドライン」には、以下のものが含まれます：

- 当社の事業の名の下に行われる、人権擁護者に対する脅迫、威嚇、または攻撃への関与
- ビジネスパートナーまたは第三者サプライヤーが、人権擁護者に対する脅迫、威嚇、または攻撃に関与すること（これには、従業員によるもの、または当社に代わって行う第三者による行為も含まれる）

当社は、これらの「レッドライン」に関連する懸念や通報があった場合、迅速かつ効果的に調査を行います。また、自社の事業活動において、違反が確認された場合は是正措置を講じます。当社は、自社の事業活動またはビジネス関係を通じて人権擁護者への負の影響に対処します。

ビジネスパートナーまたはその第三者サプライチェーンに関わる事例において、ユニリーバは、権利尊重につながる可能性が最も高いと考えられる措置を特定するため、原則に基づいたアプローチを取ります。そのような措置には以下が含まれます：

- ビジネスパートナーと**協議し**、問題に対処し、現在および将来のリスクを軽減するための行動計画に合意する。
- ビジネスパートナーとの関係を一時停止すると**同時に**、問題に対処するための行動計画に合意するための協議を行う。
- **契約の解除**。

当社の決定は、ビジネスパートナーとの関係において当社が有する適切な影響力の程度にも左右されます。

いずれの場合も、ビジネスパートナーが問題に対処できない、または対処する意思を示さない場合は、当社は取引を終了します。

ビジネスパートナー自身のサードパーティのサプライチェーンに関して、信憑性のある申し立てがなされた場合、ユニリーバは、ビジネスパートナーに対し、調査を行い、必要に応じて是正措置を講じることを期待します。調査を行い、必要に応じて、人権擁護者への被害を軽減または是正するための適切な措置を講じることを期待しています。ユニリーバは、ビジネスパートナーと協力して、こうした申し立てについてフォローアップを行う用意があります。

実施手順の概要

ステップ1

人権擁護者および擁護団体のステークホルダー・マップを作成する。

ステップ2

人権デュー・ディリジェンスの一環として、市民的自由および人権擁護者に対するリスクを特定する。

ステップ3

予防措置を通じて、特定された人権擁護者へのリスクを軽減する。

ステップ4

人権擁護者への負の影響が特定された場合の対応：意思決定の手順。

ステップ5

適切な対応形態を特定する。

ステップ6

人権擁護者および市民的自由を支援するための長期的な機会を特定する。

ステップ7

苦情処理メカニズムの利用しやすさや安全性を確保するなど、効果的な救済手段へのアクセスを保証する。

実施手順

以下の手順は、人権デュー・ディリジェンス・プロセス、土地取引に関するリスク評価、将来のビジネスパートナーに対するデュー・ディリジェンスと併せて実施することができます。

以下の手順は、人権デュー・ディリジェンス・プロセス、土地取引に関するリスク評価、将来のビジネスパートナーに対するデュー・ディリジェンスと併せて実施することができます。本ガイダンスは、デュー・ディリジェンスのプロセスに、人権擁護者に対するリスクの特定と軽減という特定の視点を組み込むための手順を示していますが、これらの手順を必ずしも独立したプロセスとして実施する必要はありません。

重複を避けるため、人権擁護者に関するリスク評価は、可能な限り他のステークホルダー・マッピングや人権リスク評価と統合して実施することが望ましいです。特定のプロセスや取引で人権擁護者に対するリスクが高い傾向がある場合、一般的に以下の点を明示的に考慮すべきです：

- パーム油や砂糖など、人権擁護者に対するリスクが高い傾向にある商品に関する人権デュー・ディリジェンス（当該商品のサプライヤーに対するデュー・ディリジェンスを含む）。
- 土地取引に関するデュー・ディリジェンス（今後公表される「土地原則実施ガイダンス」に記載される通り）。
- 特に紛争地域や、抑圧的・腐敗した統治が行われているリスクの高い市場に対する人権デュー・ディリジェンス。
- 水ストレスが最も高い地域における水資源管理プログラム。

ステップ1

人権擁護者のステークホルダー・マップを作成する 人権擁護者および擁護団体

人権擁護者および市民社会団体・NGOとの連携に関するステークホルダー・マップを作成することは、企業が現地の文脈において誰が人権擁護者とみなされているか、また彼らが懸念する問題の範囲を理解する上で役立ちます。

このステップは、他のステークホルダー・マッピング作業の一環として実施することも可能です。 人権デュー・ディリジェンスの一環として人権擁護者や関連する個人・団体を特定する際、事業に関連する人権問題について活動している組織や個人を把握することは、ビジネスパートナーが責任あるパートナー方針を遵守する上でも有効です。

ビジネスパートナーは、リスク評価およびデュー・ディリジェンスの一環として、**人権擁護者のステークホルダー・マッピングを行うことがあります。**

また、ステークホルダー・マッピングを行う際には、人権擁護者として活動している個人や団体を特定するだけでなく、「責任あるパートナー方針」の要件を遵守するために実施するステークホルダー・マッピングにも、人権擁護者を特定するだけのシンプルなものでも構いません。

ステークホルダー・マップは、**関連する個人や組織を記載するだけのシンプルなものでも十分です。** また、特定された人権擁護者が取り組んでいる土地権利などの環境問題と重なる課題についても、どのような環境活動を行っているかを記録することも有用です。

人権擁護者として特定される可能性のある、潜在的に周縁化されがちなグループ、あるいは脆弱な立場にあるグループ

現地の社会において、社会的に十分に認識されていないグループや、人権擁護者として認識されにくい立場にある人々を特定することが重要です。具体的には以下の点に留意してください：

- **女性**：法制度上または実務上、女性が人権擁護者として差別的に扱われたり、周縁化されたりする場合があります。このため、女性が「正統な」人権擁護者として認識される可能性は低くなる場合があります。
- **女性と男性では、活動の形態が異なる場合があります、それが同じように「正統」なものとして認識されないことがあります。**
- **女性の人権擁護者に対する差別や周縁化は、コミュニティ内部でも生じ得ます。** 企業は、ジェンダーに関する力関係に敏感に対応し、女性の人権擁護活動が損なわれないよう配慮する必要があります。
- **子どもおよび若者**：自ら人権擁護活動を行うことがあります。大人と同様に活動していても、「正統な」人権擁護者として認識されにくい場合があります。
- **周縁化されたグループに属する人権擁護者**：特に法的保護が不十分な場合（例：先住民族の権利が法的に十分に保障されていない場合など）、正統な人権擁護者として認められにくい場合があります。

状況によっては、人権擁護者や擁護団体を特定することが困難であったり、容易でなかったりする場合があります。この問題は、疎外や脆弱性のリスクにさらされているグループに属する人権擁護者に特に当てはまります。そのような場合は、以下の組織のいずれか、あるいは複数の助言を求めることを検討してください：

- アムネスティ・**インターナショナル**やオックスファムといった国際的な人権NGOの**現地事務所**、あるいは地元の開発NGO。
- グローバル・ウィットネス、アースライツ・インターナショナル、フロントライン・人権擁護者ズ、オックスファム、アムネスティ・インターナショナル、ヒューマン・ライツ・ウォッチなどの**国際NGO**。
- **国連機関**。例えば、国連開発計画（UNDP）、国連児童基金（UNICEF）、国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）など。
- **国内**人権機関（存在する場合）。
- 地域社会および市民社会のリーダー。

信頼できるNGOやその他の確立された関係を通じて、多様な情報源との**議論を行い**、関連する信頼できるNGOやその他の確立された関係を含め、多様な情報源との議論を通じて、関連性があり正当なステークホルダーに関する仮定を検証してください。

機密性

状況によっては、個々の人権擁護者を特定するステークホルダー・マップが機密性の高い文書となり得ることを認識してください。身元が露見した場合、地域社会で報復を受ける恐れのある者もいます。人権擁護者であるために、政府や非国家主体から標的にされる人権擁護者もいます。ステークホルダー・マップへのアクセスを制限し、擁護者の連絡先情報は別途管理することを検討してく

ださい。また、国によっては、企業が政府の要求に応じて幅広い情報を提供することが法的に義務付けられている場合があることも考慮すべきです。当局が人権擁護者を特定するファイルへのアクセスを要求するリスクがあり、かつ企業がそのような要求を拒否する法的根拠を持たない状況においては、個人や組織を氏名やその他の識別可能な特徴で特定しない方が安全かどうかを検討してください。代わりに、企業は、個々の組織や個人を特定することなく、土地や水などの問題に取り組むNGOが関連するステークホルダーであることを示すことができます。

人権擁護者に関する理解の普及

人権擁護者のステークホルダーとその重点課題が特定された後は、関連する従業員が、人権擁護者の重要性、彼らが誰でありどのように活動しているか、そして彼らが直面している脅威について理解することも重要です。人権擁護者と関わる可能性のある従業員にとって、これらの原則が自身の業務にどのように適用されるか（本ガイダンスで説明されている通り）を理解することは不可欠です。この理解を促進するために、社内会議やウェビナーが有用である可能性があります。



特定されたステークホルダーの具体例を記載したステークホルダーマップ

	人権擁護者 (ステークホルダー)	主な重点課題	主なアドボカシーの形態
国 レベル	NGO A	農業サプライチェーンにおける健康と安全の問題	労働者がリスクにさらされている実態を浮き彫りにするメディアキャンペーン
	NGO B	工場における生活賃金問題と労働条件	労働組合によるストライキの組織化。特定の工場やサプライヤーを利用するブランドに対する 特定の工場やサプライヤーを利用するブランドに対するソーシャルメディアを通じたボイコット運動
プロジェクト ／ 現場レベル	個人C	先住民族の土地の統治に関する権利	土地収用に対する地域社会の抗議 パーム油プランテーションによる生物多様性の喪失を記録する
	NGO D	家庭用品を製造する工場における労働者の化学物質への曝露	労働者のための「作業停止」キャンペーンの組織化 地方自治体への働きかけ
商品 (例：パーム油および砂糖 サプライチェーン)	NGO E	労働組合による組織活動。パーム油または砂糖のプランテーションをめぐる地域社会のキャンペーン	労働組合の組織化。 パーム油または砂糖のプランテーションをめぐる地域社会のキャンペーン
	個人F	先住民族の土地に関する権利	地域社会における啓発活動 土地所有者（供給業者）への直接的な働きかけ 地方自治体への働きかけ

ステップ2

市民的自由および人権擁護者に対するリスクを、人権デュー・ディリジェンスの一環として特定します

高リスク商品および高リスク市場に対して実施される人権デュー・ディリジェンスのインパクト評価の過程において、人権擁護者および市民的自由に対するリスクの有無を明確に特定します。

人権擁護者および市民的自由に対するリスクは、すべての市場に存在するわけではありません。しかし、デュー・ディリジェンスのプロセスにおいては、人権擁護者および市民的自由に対する潜在のおよび実際の影響の範囲を明確に評価すべきであり、これらのリスクおよび影響が事業にとって重要であるかどうかを評価する必要があります。分析においては、人権擁護者への影響が事業との関係においてどのように生じているか（因果関係、寄与、または直接的な関連性）を評価する必要があります。

- ・ **グローバル・サステナビリティ部門（人権）。**
- ・ **法務／ビジネス・インテグリティ**
- ・ **事業運営・サステナビリティ**
- ・ **広報・コーポレートアフェアーズ**

人権デュー・ディリジェンスの実施中、また必要に応じて、個別の対話や協議を通じて人権擁護者と協議を行う。

潜在のおよび実際の影響を特定するには、直接的かつ信頼性の高いステークホルダー・エンゲージメントを行う必要があります。可能な場合は、人権擁護者と直接対話し、彼らが直面しているリスクや、そのリスクの原因に対する彼らの理解を把握します。

大切なパートナー

国連ビジネスと人権に関する作業部会は、企業は人権擁護者を、影響を受けるステークホルダーとしてだけでなく、プロジェクトの潜在的な影響に関する詳細な情報を有する「大切なパートナー」としても関与させるべきであると指摘しています。同作業部会は、企業が自らの影響およびステークホルダーの認識をより深く理解するために、人権擁護者に対して早期かつ継続的に協議を行うことを推奨しています。

影響評価段階において、以下の点が重要です：

- ・ 潜在のおよび実際の影響を特定・評価する際に、幅広い専門知識と人脈を活用します。
- ・ 土地、責任ある調達、水資源管理などの問題を含め、リスクと事業との関連性を理解し、また、異なる文脈における人権擁護者に関わるリスクに対処するために既に講じられている措置を把握します。
- ・ 人権擁護者が関与する状況やシナリオに関連する、事業への機会とリスク（例：評判リスク）を特定します。

すべての地域や国の人権擁護者と直接関与することはおそらく不可能ですが、高リスク商品や市場においては、擁護者との直接的な関与および協議を検討してください。**いずれの場合も、人権擁護者に対して「オープンドア」方針を伝え、懸念がある場合にはいつでも企業に連絡できることを認識してもらうことが重要です。**

人権擁護者とのステークホルダー協議は、より広範なステークホルダーとの協議の一環として実施することができます。一部の高リスクな状況においては、以下に述べるように、人権擁護者に対する具体的なリスクを特定することを目的として、擁護者との一対一の対話や専用の協議を行うことが適切な場合があります。

潜在的および実際の影響を把握するために人権擁護者との協議や対話を設計する際には、脆弱または周縁化されたグループにとって適切な関与の方法が選択されているかを考慮する必要があります。例えば：

- 女性人権擁護者との**対話**は、女性自身が主導する形式（場合によっては女性のみ企業の代表者を含む）で行うことが適切な場合があります。
- **先住民族**やその他のグループは、協議への参加において言語の壁や物理的な障壁（距離）に直面する可能性があります。
- 人種的または民族的少数派、または非支配的グループに属する**人権擁護者**は、一般的な協議において周縁化される可能性があります。

リスクを理解するために幅広い情報源から知見を得る

人権擁護者に対する脅威や攻撃のリスクを評価するには、特に市民的自由の「共有された空間」、法の支配、および説明責任のある制度に関連する人権リスクや影響を理解する必要があります。

人権擁護者との直接的な関与や協議に加え、関連するリスクの範囲を理解するためのその他の有用な情報源としては、以下が挙げられます。

- 地方レベルの関係者 – 例えば、市長、地域の産業規制当局や検査官、地方議員など（ただし、地方または国の政府関係者が人権擁護者に対する脅威や攻撃に関与している可能性がある場合は、対話に際して慎重を期す必要があることに留意すること）。
- 受入国政府（より広範なステークホルダー対話の一環として）。
- **国家**人権機関。

- 人権擁護者の問題に取り組む**地方**および国内のNGOや団体。
- **国連機関**および現地拠点（より広範なステークホルダー対話の一環として）。
- 市民社会の活動の制限や人権擁護者に対する人権侵害を記録している国際的なシンクタンク、NGO、研究機関。
- **ESG**、政治およびセキュリティリスクのコンサルタント/アドバイザー（リスク評価の一環として）。
- ビジネスパートナー（人権リスク全般に関する対話・協議の一環として）。

ユニリーバ社員への注意：ユニリーバ社員は、関係者との対話を行う前に、ビジネス・インテグリティ担当者ご連絡してください。



リスクの高まりを示す「危険信号」を特定する

人権侵害を含む特定の「危険信号」は、人権擁護者に対する脅威や攻撃のリスクが高いことを示しています。これには以下が含まれます。

- | | |
|---|---|
| <p>市民的自由の侵害</p> | <ul style="list-style-type: none"> 結社の自由、集会の自由、表現の自由に対する法的制限は、人権擁護者の活動をより危険なものにし、彼らを犯罪化の危険にさらし、監視の対象となる可能性を高めます。これらの要因により、人権擁護者が公然と活動することが妨げられるおそれがあります。 |
| <p>法の支配の脆弱化および深刻な汚職</p> | <ul style="list-style-type: none"> 汚職は、制度的・規制的な監視や説明責任を損ない、人権擁護者に対する攻撃が処罰されない状況を生み出します。これらの要因は、擁護者に対する暴力に対する制度的な抑止力を弱めます。 |
| <p>地域社会における対立</p> | <ul style="list-style-type: none"> 政治的または武力紛争、あるいは土地の権利、社会開発、計画された開発プロジェクトの費用対効果に関する問題によって分断された地域社会は、人権擁護者をより高いリスクにさらします。これらの要因により、擁護者是对立する地域社会のメンバーや、あるいはその地域社会の外にいる者からの報復の危険にさらされる可能性があります。 |
| <p>紛争・紛争後状況</p> | <ul style="list-style-type: none"> 人権擁護者に対するリスクは、小規模または大規模な紛争と同時に発生することがあります。政府の統制力が弱く、暴力や犯罪が横行し、不信感や不満が根強く残っている場合があります。 |
| <p>不十分なFPICプロセスおよび地域社会との協議の不足</p> | <ul style="list-style-type: none"> 先住民族の権利擁護者は、自由意思に基づく、事前の十分な情報に基づく同意（FPIC）を与え、あるいは拒否する権利が法律上または実務上尊重されていない場合、より高いレベルの暴力のリスクに直面する可能性があります。計画されたプロジェクトの潜在的な影響について、地域社会との協議が不十分であることは、地域社会の対立や分裂を招き、ひいては脅威や攻撃の可能性を高めることにつながります。 |
| <p>不安定な土地所有権、未解決の土地紛争、あるいは不明確な土地規制</p> | <ul style="list-style-type: none"> 土地の保有権をめぐる紛争は、住居、食糧、水、その他の権利と密接に関連しているため、人権擁護者に対する脅威につながる可能性があります。 土地の権利主張が未解決の場合、紛争の可能性が高まるため、人権擁護者に対するリスクに関するデュー・ディリジェンスは、土地取得のリスク評価と一体的に実施する必要があります。 |

ステークホルダーグループごとのリスクを細分化し、マッピングする

既存の力学や差別・疎外のパターンにより、一部の個人やグループは異なるリスクや追加的なリスクに直面する可能性がある。「交差性（インターセクショナルリティ）」とは、性別、人種、民族性など、個人のアイデンティティの異なる側面に基づく差別が組み合わさり、追加的かつ特有の差別や脆弱性を生み出す現象を指します。影響評価では、潜在的に脆弱なグループに属する人権擁護者に対する、こうした交差的なリスクを特定する必要があります。

異なるリスクや追加的なリスクの例として、以下が挙げられます。

- 女性人権擁護者は、より脆弱な立場にあり、レイプや性的暴行、セクシャルハラスメントといったジェンダーに基づく暴力のリスクにさらされやすいです。
- **ジェンダー**規範により、女性は中傷や、地域社会における評判を傷つけ、信用を失墜させようとするキャンペーンに対してより脆弱になる可能性があります。特に、女性人権擁護者の活動が、既存の家父長制や権力構造への挑戦と見なされる場合があります。
- **LGBTQI+**の人権擁護者は、人権活動に加え、自身の性的指向や性自認を理由に、暴力の標的となる可能性があります。
- **LGBTQI+**の権利が否定されている**場合**（同性間の関係が犯罪とみなされている場合など）、**LGBTQI+**の人権擁護者は、「ドクシング」や地域社会での身元暴露の試みに対してより脆弱になる可能性があり、その結果、犯罪化されたり、暴力の被害に遭ったりする恐れがあります。
- 先住民族の人権擁護者は、その権利が法律で認められておらず、政府による保護や資源へのアクセスが得られない場合、脅迫や攻撃を受けやすいです。
- 非支配的なグループの**メンバー**は、その活動だけでなく、人種、民族、宗教、その他のアイデンティティを理由に標的にされる可能性があります。

人権擁護者が企業に対して懸念を共有しやすいと感じているか？

人権擁護者の見解や懸念、リスクを理解するために、既存のステークホルダー協議プロセスに加え、人権擁護者との専用のグループ協議や個別協議の実施が必要かどうかを検討してください。潜在的に脆弱な立場にある、あるいは周縁化されたグループに属する人権擁護者は、より広いグループの場での懸念の共有に抵抗を感じる可能性があります。特定のグループに属する人権擁護者個人や小グループと、彼らの視点を十分に理解するために個別の話し合いを行うことが適切かどうかを検討してください。例えば、女性の人権擁護者は、女性だけの場であれば、自身の経験や直面しているリスクについて話しやすいと感じるかもしれません。状況によっては、社会的に女性が男性に従うことが期待される場合があり、男女混合の協議では女性の経験が軽視される恐れがあります。

リスクのマッピング

既存の人権デュー・ディリジェンス・ツールは、人権擁護者に対するリスクをマッピングするために活用できます。その一例は27ページに示しています。

深刻度に基づいてリスクの優先順位を付ける

リスクが特定されたら、その深刻度に基づいて優先順位付する必要があります。

人権擁護者に対するリスクは、その深刻度と発生の可能性に基づき、他の人権リスクや影響と併せて優先順位付けすることができます。リスクの深刻度とは、リスクや影響の規模、範囲、および取り返しのつかない性質を指します。しかし、人権擁護者の生命、安全、自由の喪失を伴うリスクや、暴力のリスクは常に深刻であると見なすべきであり、即座かつ緊急の対応を迫るものです。



リスクマッピングの例

影響評価書

パーム油プランテーション開発に反対した先住民人権擁護者が、殺害の脅迫を受けている。

非暴力ストライキを組織したことで、サプライヤーの労働者が治安を乱した容疑で逮捕された。

影響を受ける人々

先住民族の権利擁護者とその家族。

工場労働者、特に労働組合の組織者。

影響を与えているのは誰か？

脅迫は、プロジェクトに賛成する地域住民によるものとみられる。

政府当局（警察および司法機関）。ただし、サプライヤーが警察と協力関係にあるとはみなされない。

根本的な要因

雇用見込みがあるため、このプロジェクトは一部の地域コミュニティから支持を得ているが、先住民族コミュニティは土地の所有権を主張し、FPIC（事前の自由な同意）が得られていないと主張して、強く反対している。

X国の政府は、政府の開発アジェンダに反対するあらゆる抗議活動に対する全般的な弾圧の一環として、労働組合員や活動家に対するキャンペーンを展開している。

先住民族の権利に対する法的保護は不十分であり、政府は先住民族の人権擁護者を「開発反対派」とレッテル貼りすることが多い。

深刻度と不可逆性

「深刻」：人権擁護者やその家族に対して殺害の脅迫が行われている。

中程度の深刻度：労働者は拘束中に虐待は受けていないが、虚偽の容疑により拘禁されるリスクがある。

リスクが現実のものとなった場合、取り返しのつかない人命の損失が生じる可能性がある。

ステップ3

人権擁護者に対する特定されたリスクを
予防的措置によって軽減する

デュー・ディリジェンスにより、人権擁護者に対する事業に関連する重要なリスクが特定され、当該事業は、これらのリスクを防止・軽減するための措置を特定し、実施する必要があります。

このステップでは、リスクが顕在化するのを防ぐことを目的とした対応策に焦点を当てます。ステップ4では、リスクがすでに顕在化している場合の防御側が脅威にさらされたり攻撃を受けたりした場合など、防御側が脅威にさらされたり、攻撃を受けたりした場合など、リスクがすでに顕在化している状況における対応策について論じます。

適切な対応は、具体的な状況に応じて異なり、影響を受ける可能性のある人権擁護者、他の人権擁護者、および市民社会組織／NGOとの協議を通じて策定されるべきである。母国および受け入れ国の政府との協議も有用である。影響を受ける可能性のある人権擁護者、他の人権擁護者、および市民社会組織／NGOと協議して策定すべきです。出身国および受け入れ国の政府との協議も有用です。

特定されたリスクに対する適切な対応を決定するには：

- 可能な限り、人権 可能な限り直接協議する：
 - 人権擁護者のリスク低減に最も役立つ行動について、人権擁護者の視点を可能な限り把握するよう努めるべきである。
- 人権擁護者およびその他のステークホルダーに対し、あらゆる種類の人権リスクに関する懸念を提起できるよう、
 - オープンドア方針は、人権擁護者に対する負の影響のリスクを監視する人権擁護者への負の影響のリスクを監視する「早期警戒」システムの一部となり得るものであり、擁護者に対するリスクを軽減する効果的な手段の一つである。
- **リスク**を軽減するための適切な対応策を人権擁護者の代表者との対話を通じて人権擁護者の代表者や、（NGOや市民社会組織など）との対話

を通じて、リスクを軽減するための適切な対応策を理解するよう努める。人権擁護者本人と直接協議することが不可能な場合には、人権擁護者との直接協議が不可能な場合

「回復不能性」とは何か？

「回復不能性」とは、人権侵害の深刻度を特定するために用いられる概念であり、『ビジネスと人権に関する国連指導原則』に規定されています。人権への負の影響の回復不能性とは、影響を受けた人々を、影響を受ける前の状況に戻すことがどの程度可能かを指します。人命の喪失は、その性質上、回復不能な影響ですが、身体的危害やその他の脅威も回復不能となる場合があります。その他の脅威については、当該者を以前の状態に戻すことが可能な場合もあります。例えば、訴訟を取り下げ、賠償金を支払うことで、影響による結果を元に戻すことができる場合があります。

人権擁護者との協議における考慮事項
人権擁護者との協議における リスク軽減

- 機密保持措置を講じる—例えば、安全な通信窓口を通じて人権擁護者と対話する可能性など。
- 対面での会合が必要な場合は、その場所を慎重に選び人権擁護者がさらなるリスクにさらされないようにする。
- 一部の人権擁護者（例えば、女性や先住民族の人権擁護者など）が協議から排除されるリスクにさらされていないか、注意深く把握する。

リスクを軽減するためには、複数の対応策を組み合わせることが有効である。個別に、あるいは組み合わせて実施できる対応策の例としては、以下が挙げられる：

従業員に対し人権擁護者の権利について

- 従業員が「人権擁護者を支援する原則」を認識し、人権擁護者とは誰か、その権利、そして彼らの活動がなぜ重要なのかを理解できるように、対象を絞った研修を実施する。
- 人権擁護者に対する脅迫や攻撃に対しては、断固として容認しないことを徹底する。
- 尊厳と敬意のある環境において人権擁護者と関わる方法について、従業員を研修する。
- 研修の内容を検討し、年齢、性的指向やジェンダー、障害、人種や民族、宗教、先住民族としての地位、その他脆弱性や疎外感の潜在的な要因に対して配慮する。

ビジネスパートナーに対する脅迫や攻撃を一切容認しないことを強調し、研修を提供する。

- ビジネスパートナーに対し、人権擁護者に関する独自の方針と、その方針を実施するための手順を策定するよう奨励する。例えば、人権擁護者と関わる可能性のある従業員向けの研修を策定するよう奨励する。
- 特定のビジネスパートナー、あるいはそのビジネスパートナーの業界や事業地域に関連して、人権擁護者に対するリスクが特定された場合は、そのビジネスパートナーがこれらのリスクにどのように対処するかについて情報を求める。
 - リスクが深刻な場合は、そのリスクに対処するために講じる措置について、ビジネスパートナーに定期的な報告を求める。
- リスクの高い状況にあるビジネスパートナーに対しては、人権擁護者に対する企業の取り組みを認識させ、人権擁護者がどのような人々であり、どのようなリスクに直面しているかを理解させるため、研修を提供する。
- 研修では、脆弱性や疎外といった側面も考慮に入れる（前述の通り）。

人権擁護者のためのコミュニケーション窓口を構築する

- 人権擁護者が高リスクの状況で問題を提起できるよう、安全なコミュニケーション窓口を確立する。
 - 例えば、人権擁護者のための専任の担当者や、安全な電話・チャットサービス（Signal や WhatsApp など）上の直接チャット番号などです。特に、政府が企業に対して通信ログの提供を要求するリスクがある場合は、IT部門や法務部門と協議の上、こうした措置を検討すべきです。
- 人権擁護者、その身元、および活動に関する情報の安全な保管を含む、情報セキュリティプロトコルを検討する。
- 人権擁護者に対し、さまざまなデジタル通信ツールを活用してオンライン上の安全を守る方法に関する情報を提供する。
 - 例えば、Front Line Defenders は、リソースの一覧やセキュリティ・ツールキットへのリンクを掲載しています。また、Access Now は、人権擁護者に予防的なセキュリティ対策と緊急支援の両方を提供できるデジタル・セキュリティ・ヘルプラインを開発しました。

- 該当する場合、FPIC（自由意思に基づく、事前の十分な情報に基づく同意）を確保する**
- 先住民族の土地、文化、生計に影響を及ぼす可能性のあるプロジェクトを含む場合、先住民族の自己決定権に影響を及ぼす可能性のあるいかなるプロジェクトの開始前にも、先住民族との間でFPICを求める。これを行わない場合、人権擁護者に重大なリスクをもたらす、事業運営に対する社会的受容性を損なう可能性があることを認識する。
-

- 社会対話と労働組合の権利を尊重する**
- 労働権および労働組合を一貫して尊重することは、人権擁護者に対するリスクを軽減するのに役立つ。
 - 相互尊重と協力の精神に基づき、労働組合やその他の労働者代表と一貫して対話を行う。
 - 政府や同業他社とのその他の関わり、ならびにマルチステークホルダー・イニシアティブや業界団体においても、労働権の尊重を表明する。
-

- ステークホルダーと積極的に関わる**
- 受入国の政府や地方自治体との協議において、人権擁護者に対するリスクに関する懸念を提起する。
 - 自国の外務省や大使館と懸念事項を共有し、助言や支援を求める。
-

- 地域社会との対話**
- 地域社会のステークホルダーとの協議を活用し、「人権擁護者に関する原則」を伝えるとともに、企業が人権擁護者に対する脅威や攻撃を容認していないことを明確に示す。
 - 人権擁護者の活動への支援を示す機会を特定し、企業が常に懸念に耳を傾ける用意があることを強調する。



リスクの高まりを示す「早期警告」指標

人権擁護者に対するリスクが重大な場合、リスクが高まっていることを特定するのに役立つ「早期警告」指標を設定することが有用です。こうしたリスク高まりの指標には、以下が含まれます：

法的環境の変化の監視：

- 特定の形態の抗議活動の犯罪化や、特定の種類の言論に対する制限は、脅威が差し迫っていることを示唆する可能性があります。
- 政府を批判するNGOを対象とした法律—例えば、特定のNGOを「外国代理人」と指定したり、その資金調達を制限したりする措置—は、刑事罰化を含む攻撃や脅威のリスクが高まっていることを示唆する可能性がある。
- 集会の自由に対する制限は、人権擁護者に対する刑事処分のリスクが高まっていること、また法執行機関による身体的暴力のリスクが高まっていることを示唆する可能性があります。

メディア環境の変化の監視：

- 自己検閲や、政府関係者に対する批判的な発言の消失。
- 特定の集団を標的としたり差別したりする表現の頻度が増加していること。

人権擁護者に対するリスクについて、市民社会／NGOと定期的に協議する：

- 人権擁護者の問題に関する知見を持つ地域、国内、また、国際的な組織と、定期的かつ積極的な対話を確立する。

リスクが顕在化し、人権擁護者が負の影響を受けた場合の対応については、32ページのステップ4も参照のこと。が不利益を被った場合の対応については、32ページのステップ4も参照のこと。

ステップ4

人権擁護者に対する負の影響が確認された場合の対応：意思決定の手順

負の影響とは、リスクが顕在化した場合、すなわち、人権擁護者に対する脅威や人権擁護者に対する攻撃が行われること。

企業は、人権擁護者が脅威にさらされているという情報をステークホルダーから受け取る場合、あるいは、人権擁護者が苦情処理メカニズムを通じて苦情処理メカニズムやその他のルートを通じて企業に直接連絡してくる場合もある。このような状況が発生した際には、対応を行うか否か、また対応する場合その方法を決定する必要があります。対応するか、また対応する場合の方法を決定する必要があります。

実際の影響に対する適切な対応を評価することは、実際の影響に対する適切な対応を評価することは、「ビジネスと人権に関する国連指導原則（UNGPs）」「ビジネスと人権に関する国連指導原則（UNGPs）」内部プロセスに従って実施されるべきである実施されるべきである人権への負の影響への対応に関する内部プロセスに従って実施されなければなりません。

企業が、人権擁護者が脅威にさらされていること、または人権擁護者が脅迫を受けていること、または攻撃が発生したことを認識した場合、当該企業が対応する責任があるかどうかを把握する必要があります：

- 企業が負の影響と直接的に関連しているか、あるいは何らかの形でその原因となった、または寄与している場合、UNGPsの要件に従い、対応は常に求められ、是正措置が適用される可能性があります（上記のステップ2および以下の詳細な議論を参照）。
- 事業が当該影響と直接的な関連性を持たない場合でも、それでも対応が必要かどうかを判断すべきです。

シナリオ例

- **シナリオA**：ある地域で活動するNGOが、プランテーションの拡張を計画している砂糖の供給業者の近くで活動しており、そのNGOが企業に対し、拡張に反対する人権擁護者の自宅に侵入され、自宅と職場に脅迫状が置かれていたという情報を提供した。
- **シナリオB**：先住民の自決権および祖先の土地を管理する権利を擁護するNGOのスタッフが、**протест**で暴力を扇動したという容疑で逮捕された。人権団体は、この容疑は根拠がなく、人権擁護者が刑務所で虐待された事例を指摘している。当該人権擁護者は、企業やそのサプライヤーが活動する地域の問題について特段活動しているわけではないが、当該地域の近隣には、他の先住民グループも存在する。

この評価には、以下を含む部門横断的な議論と意思決定を行う必要があります：

- **グローバル人権部門**：ユニリーバの人権戦略、本原則、およびグローバルな基準や枠組みに沿った対応について助言および指導を行う。
- **法務部門**：適用されるデューデリジェンス体制の下でのものを含め、潜在的な法的責任を把握する。
- **コミュニケーション・コーポレートアフェアーズ部門**：規制当局、本国および現地政府を含むステークホルダーとの関係に与える潜在的な影響を把握し、当該問題に関する対外・対内コミュニケーションおよび関係ステークホルダーへの対応を計画する。
- **事業運営・サステナビリティ・調達部門**：ビジネスパートナーとの関係（ビジネスパートナーが関与している場合）を把握する。
- 状況に応じて、**その他の部門**。

対応責任の判断に役立つ可能性のある質問には、以下が含まれます：

- 当該影響に、自社の従業員が関与**しているか**？
- 当該企業の作為または不作為が、この影響を引き起こした、あるいは寄与したと見なされるか？
 - 例えば、本来取得すべき状況においてFPIC（事前の自由な同意）を取得しなかったことが、人権擁護者や地域社会との対立を招く要因となったか？
 - 例えば、人権擁護者に対する攻撃に関与しているビジネスパートナーに対してデューデリジェンスを実施しなかったことが、当該影響の発生に寄与したと言えるか？
- ビジネスパートナーやそのサードパーティのサプライチェーンを通じて、自社の事業活動、製品、またはサービスとの直接的な関連性は**ありますか**？
 - その影響が、一次サプライヤー、顧客、販売代理店などのビジネスパートナーに関わるものである場合、当該事業との直接的な関連性があるとみなされます。
 - その問題がビジネスパートナー自身の第三者サプライチェーンに関わる場合、その事象がユニリーバの調達する商品、製品、またはサービスの範疇（または文脈）で発生したのであれば、直接的な関連性があるとみなされます。
- 影響に対する当社の関与や関連性について、**ステークホルダーの認識は**、当社の評価と一致していますか？

影響と事業との間に直接的な関連性がある場合の対応

人権への負の影響との間に直接的な関連性があると判断された場合人権擁護者への負の影響と、例えば、一次サプライヤーが関与している場合など、その影響を軽減するよう対応する責任が常に生じます。その影響を軽減するよう努める責任が常に生じます。関係性によっては、是正措置が適用される場合もあります（ステップ6を参照）。

関連する措置には以下が含まれます：

- ・ リスクや影響を防止リスクや影響を防止または軽減するための緊急時対応計画を策定する。
- ・ **状況に応じて**活用できる特定する。
会社およびそのビジネスパートナーが支援する責任や機会がある場合、あるいはまたは擁護者を保護する責任や機会がある場合に、
- ・ ビジネスパートナーによるパートナーによる緊急時行動計画の実施状況を検証する計画を策定する。
- ・ 救済措置へのアクセスを**提供する**
救済へのアクセスを提供する責任があるかどうかを判断する。

シナリオ例

シナリオA：このシナリオでは、ユニリーバのビジネスパートナーが関与しており、事業との「直接的な関連性」およびその行動を防止または軽減するよう努める責任UNGPの要件に沿って。この状況における関連する措置には、以下が含まれる状況における関連する措置には、以下が含まれる：

- ・ 手順に従い、ビジネスパートナーが責任あるパートナー方針（RPP）に違反しているか調査する。
- ・ **ビジネスパートナー**が特定し、評価する問題や状況に対処するためにビジネスパートナーが既に講じている措置を特定し、評価する。例えば、脅威の発生源を調査すること、および問題のある。
- ・ 状況が適切に対応されていない場合は、ビジネスパートナーと協議し、リスクに対処し、必要に応じて状況を是正する。
- ・ ビジネスパートナーに対し、地元の市民社会や地方政府と連携するよう促す。攻撃の加害者が特定できない場合は、どのような再発のリスクを防止または軽減するのに役立つ再発のリスクを防止または軽減するのに役立つか、地域レベルでの取り組みについて情報を提供するように促す。
- ・ 状況が是正されない場合は、ビジネスパートナーがRPPに違反しているかどうかを検討する。

シナリオB：このシナリオでは、事業との直接的な関連性は示されておらず、したがって当該事業には、これを防止または軽減しようとする責任を負わない。しかし、35ページに概説されている手順に従い、35ページに概説されている手順に従って、行動を起こすべき状況は依然としてあり得ます。

適切な措置を決定するための手順には、以下が含まれます：

その問題は、事業体自身の行動、または従業員による行動によって引き起こされたものですか？

- 従業員の行動に関する調査は社内手続きに従い、行動規範に違反があったかどうかを判断します。
- 人権擁護者に対する脅迫や攻撃を行ったと認定された従業員は、行動規範に違反となります。
- 影響の軽減を監督するため、部門横断的なタスクフォースの設置を検討してください。
- 影響を軽減するために適切な措置について、影響を受けた人権擁護者と協議してください。
- 影響を受けた人権擁護者に対して、状況を関連する苦情処理メカニズムに申し立てることを推奨し、必要に応じて支援します。

この問題は、一次ビジネスパートナーによるものか？

- RPP（責任あるパートナー方針）違反の可能性について調査するための社内手順に従います。
- ビジネスパートナーが脅威に関与していた、あるいは攻撃に加担していたことが確認された場合は、ビジネスパートナーと協議し、問題の即時的な緩和および是正のための計画を策定するよう確保します。
- 実施状況の報告に関するマイルストーンと計画を策定し、ビジネスパートナーの最高経営責任者に署名してもらいます。
- ビジネスパートナーが行動計画に従って問題を十分に軽減せず、RPP に違反し続けている場合は、取引関係の終了を検討します。

当該問題は、ビジネスパートナーのサードパーティバリューチェーンに起因するものか？

- ビジネスパートナーに対し、そのサードパーティのサプライヤーまたはビジネスパートナーと協力して問題に対処するよう要請します。
- ビジネスパートナーに対し、期限付きの行動計画に従ってフォローアップを行い、そのサプライヤーやビジネスパートナーが問題を軽減するための適切な措置を講じたことを確認するよう要請します。
- 影響を受けた権利擁護者に対し、関連する司法または非司法の苦情処理メカニズムに苦情を申し立てるよう奨励します（権利擁護者またはその代理人と相談できる場合）。
- 人権擁護者が利用可能な苦情処理メカニズムを利用できるよう、支援が必要かどうかを検討する。例えば、訴訟費用の財政的支援を提供したり、法的助言や支援を提供できる可能性のある NGO を紹介したりすることが適切かどうかを検討します。

その問題は、刑事上の行為が関与している可能性のあるほど深刻なものか？

- 刑事上の行為が関与している可能性があるかどうかについて、法務部門に相談します。
- 法務部門と協議の上、犯罪行為が疑われる根拠がある場合は、影響を受けた人権擁護者の同意を得て、状況を法執行機関に照会することを検討します。また、当該職員の行為を調査するための内部手続きに従ってください。
- 人権擁護者が司法機関やその他の利用可能な苦情処理メカニズムを利用するために支援を必要としているかどうかを検討する。この支援には、場合によっては NGO を仲介とした、弁護士費用への財政的支援が含まれる可能性があります。



事例

土地の権利人権擁護者であるA氏は、ある製造工場による産業廃棄物の不法投棄や、地域社会が所有する農地への侵入に抗議してきました。A氏とその仲間たちは、産業廃棄物の不法投棄が地域社会の農地の肥沃度や湖、地下水に影響を及ぼしており、彼らの生計や人権としての水へのアクセスに損害を与えていると主張しています。

Aさんは、ある製造工場に雇われた人物による襲撃の可能性を警告する手紙を数通受け取った。彼女は地元当局に通報したが、具体的な保護措置は講じられなかったようだ。

仕事から帰宅途中、Aさんは数人の襲撃者グループに襲われ、殴打され、ナイフで刺された。Aさんは襲撃者たちに置き去りにされたが、その後、地域住民によって病院に搬送された。Aさんは、襲撃者の一部を製造工場の労働者であると特定した。地元警察は、Aさんが襲撃者の一部を特定したにもかかわらず、事件を表面的にしか捜査せず、容疑者を特定しなかった。

このような事態がビジネスパートナーに関わるものである場合、直ちに行動を起こす必要があります。これは深刻な人権侵害を伴う状況です。適切な対応としては、以下が挙げられます：

- ビジネスパートナーに対し、事態の事実関係を解明し、必要な範囲で調査を実施するよう強く要請すること。そして、事件への関与が判明した従業員に対しては、懲戒処分その他の措置を講じるとともに、必要に応じて、当該事態および容疑者を法執行機関に通報すること。
- ビジネスパートナーがこのような状況に関与していることは、「責任あるパートナー方針（RPP）」の違反に該当する可能性があることを認識すること。ビジネスパートナーは、状況を是正するとともに、できるだけ早くユニリーバに報告することが求められます。これを怠った場合、RPP違反となり、最終的にはサプライヤー関係の解消につながる可能性があります。
- A氏またはその代理人と面談し、差し迫った保護ニーズを把握する。例えば、現地のNGOが一時的な避難先、緊急連絡手段、その他の保護措置を提供できる可能性がある。
- 現地の法執行機関と面会し、本件の深刻さを強調するとともに、攻撃が適切に捜査されない可能性があることに対し、企業としての懸念を表明してください。また、人権擁護者に対するい

かなる形態の脅迫、威嚇、報復も決して容認しないことを強調してください。

長期的な対応策としては、以下が挙げられる：

- ビジネスパートナーと共同で行動計画を策定・実施し、人権擁護者に対する脅迫や攻撃を一切容認しないという方針を徹底する。これには、例えば、従業員向けの行動規範や人権擁護者に関する研修などが含まれる。
- ビジネスパートナーが、A氏への攻撃を把握していた、あるいは何らかの形で攻撃を助長・帮助した、あるいは攻撃の可能性を認識しながらも行動を怠りRPP違反として報告しなかったことが判明した場合は、RPPに基づきサプライヤーとの取引停止や契約終了を検討する。
- A氏に対し、法的助言や支援を提供できる地元の市民社会団体など、利用可能な苦情処理メカニズムを通じて自身の案件を追求できるよう、支援先を紹介する。
- 該当する場合、人権デュー・ディリジェンスの過程において、当該市場における人権擁護者に対する報復がリスクとして十分に特定されていたかどうかを社内で見直し、プロセスのさらなる強化および地域社会やステークホルダーとの関与の強化を図る。

人権擁護者および市民的自由を支持すべき根拠があるか特定する

人権擁護者への影響が、自社の事業活動、製品、またはサービスによって引き起こされたものではなく、寄与したものでもなく、また直接的な関連性もないと判断された場合、当該企業はUNGPに基づきその影響に対処する責任を負いません。これは、その影響が、企業の「人権を尊重する責任」の範囲外にあるためです。しかしながら、ユニリーバが表明している価値観および本原則においては、人権擁護者や彼らが依拠する市民的自由を支援するために企業が行動する機会があることを明示的に認めています。したがって、これらを支援するために対応すべき事例は依然として存在する可能性があります。

以下のような状況においては、行動の正当性が認められ得る根拠となり得ます：

- 特定の種類の非暴力的な抗議活動を犯罪化する法律が提案され、人権擁護者が活動を行うことで逮捕されるリスクにさらされる場合。
- 警察や司法機関における広範な汚職によって法の支配が損なわれており、その結果、人権擁護者に対する攻撃の加害者が処罰を免れる状況を招いている場合。
- LGBTQI+の権利に関する教育を禁止する法案に反対する抗議者たちが逮捕され、拘留中に虐待を受けていると報じられている状況。

上記の例のような場合、UNGPの下では対応する責任はないが、それでもなお、人権の促進と支援に資する措置を講じる人権擁護者の活動を促進・支援する措置を講じるべき理由が存在する可能性があります。また、安全で活動しやすい環境を支援するための長期的な人権擁護者にとって安全で活動しやすい環境を環境を支援するための長期的な機会を特定するステップ5も参照のこと。

このような事例において対応すべきかどうかを判断するには、行動と不作為の相対的なコストを評価することが重要です。このような事例において対応すべきかどうかを判断するには、行動することと不作為（何もしないこと）の相対的なコストを評価することが重要です。特定の状況下では、行動しないことの方が行動よりもさらに大きなリスクをもたらす可能性があります。

行動すべきかを評価するには、以下の点を検討してください：

- その行動は状況の結末に影響を与え、人権擁護者の人権を守ることに寄与できるか？
 - 例えば、人権擁護者が恣意的に拘束された場合、企業が選んだ対応策によってバックラッシュ（反発）のリスクを最小限に抑えられるのであれば、当局に対して解放を働きかける説得力のある根拠となり得ます。
- 特定の行動形態をとることで、行動に伴うコストを軽減できるか？
 - 例えば、開催国政府（ホスト国政府）に対して公の場ではなく非公開で働きかけることにより、報復のリスクを軽減できる場合があります。
- 不作為（何もしないこと）によって、状況は長期的により管理しにくくなるだろうか？
 - 例えば、何もしなければ、他者が状況の解釈を決定づける余地を与え、企業が認識に影響を与える選択肢をほとんど残さない可能性があります。たとえ対応する責任がないと判断されたとしても、ステークホルダーが抱く企業の機会や責任に対する認識は異なる場合があります。
- 業界の同業者、サプライヤー、市民社会と業界の同業者、サプライヤー、市民社会やその他のステークホルダーと協力して、我々の主張と影響力を高める機会はあるか？
- 何もしないことによるコストやリスクは行動に伴うコストやリスクを上回るのでしょうか？（38ページの表を参照）。



行動および不作為のリスク⁶

行動を起こすことによるコストとリスクが、行動を起こさないことによるコストとリスクを上回っていないか？

行動に伴うリスク

- ・ 行動を起こすことで、人権擁護者がさらなる負の影響を受ける可能性はあるか？
- ・ 行動には法的リスク（例：国内法違反）が伴うか？
- ・ 行動を起こすことで、企業は政府やその他の主体からの報復リスクにさらされるか？
- ・ 対応に、評判上のリスクは伴うか？
- ・ ホスト国政府からの報復、あるいは投資家からの反応といった、商業的および運営上のリスクを検討すべきか？
- ・ 政治的および評判上のリスク（受入国政府との関係の悪化、従業員、株主、消費者との関係の強化または悪化の可能性など）はありますか？

何もしないことによるリスク

- ・ 人権擁護者や自由に対する深刻な危害—人権擁護者の死亡や負傷、あるいは市民社会や、企業にとっても利益となる「共有空間」のさらなる浸食。
- ・ 評判の毀損—現従業員や将来の従業員、責任ある株主、消費者からの支持の喪失や、彼らからの否定的な評価。
- ・ 従業員にとってより危険な状況—治安（セキュリティ）の即時または長期的な悪化。
- ・ 事業運営に対する社会的許容の喪失—国内の市民社会や地域社会からの信頼の喪失。

同業他社やその他のステークホルダーと連携して行動し、かつ時間をかけて行動を積み重ねる場合、その効果はより大きくなる可能性があります。人権擁護者にとってより安全で活動しやすい環境を支援する長期的な行動については、ステップ6も参照のこと。

⁶ 圧力下にある共有空間：市民的自由と人権擁護者に対する企業の支援

ステップ5

適切な対応策を特定する

ステップ4で行動するかどうか決定された後、企業は、負の影響（すなわち、人権擁護者に対する脅威や攻撃）に対して、どのような対応が最も合理的かつ効果的であるかを特定しなければなりません。

実際の負の影響への対応において、適切な措置を特定する実際の負の影響への対応として慎重な検討が必要です。

- ・ **可能であれば**、対応策を特定する際には、影響を受けた人権擁護者に相談すべきである。しかし、具体的な影響に伴う実務上の問題やデリケートな事情により、それが不可能な場合もあります。
- ・ **その場合は**、NGOパートナー、本国政府、同業他社、その他のステークホルダーと協議することで、適切な行動に関する決定の妥当性を確認することができます。

この行動の目的は、人権擁護者への悪影響を可能な限り軽減することにあります。 影響の軽減が不可能な場合（例えば、人権擁護者が身体的暴力を受けた場合など）、その影響を直接取り除くことができない局面では、再発防止を目的とすべきです。また、企業が自ら何らかの形でその事態を引き起こしたり、あるいは寄与したりした場合には、その行動または不作為に応じた是正措置も必要となります（是正措置についてはステップ6を参照）。

対応は、他者と共同で実施された場合、より効果的となる可能性があります。ただし、UNGP（国連ビジネスと人権に関する指導原則）に沿って問題を防止または軽減する責任がある場合、その措置を講じるかどうかは、他者が行動する意思があるかどうかには依存してはなりません。

対応は公的なものか、私的なものか？

対応は、公的なものと私的なものがあります。例えば、声明や書簡は公開または非公開のいずれかとなります。また、政府と非公開で、つまり水面下で対話を行い、その事実を公表することなく関与することが可能かもしれません。公的な行動や対応は、必ずしも効果的であるとは限りません。例えば、公開書簡は政府に回答を迫る圧力となる一方で、政府が批判を浴びたり「外国」や企業の利益に屈したと見なされたりするのを避けるために、かえって譲歩する意欲を削いでしまう可能性もあります。

場合によっては、非公開での対話が政府に「面目を保つ」余地を与えることで、成功の可能性を高めることができます。しかし、脅威への対応において、政府による攻撃を回避するため、あるいは発生した攻撃を公に非難するために、公的な対応が不可欠となる局面もあります。ただし、可能な限り迅速かつ断固として、人権擁護者自身や、彼らを支援する現地のリーダーらと協議することが不可欠です。また、本国の大使館が、タイムリーで有益な助言を提供してくれる場合もあります。

対応策には、以下のいずれか、またはその組み合わせが含まれる。具体的な対応策の例としては、以下が挙げられる：

身体的保護措置 – 例えば、人権擁護者の安全な場所やシェルターへの移住

- 人権擁護者やその家族の生命や安全が脅かされたり、攻撃を受けたりしている場合には、身体的保護措置が適切となる場合があります。
- 企業が直接保護措置を講じることが困難な場合でも、保護を提供できる組織（フロントライン・ディフェンダーズや、国内人権機関を含む現地の団体など）を特定し、支援につなげることは可能です。
- 例えば、持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）**は、国内人権機関や地域・国際的な人権メカニズムなど、保護を提供できる組織を特定することで、危険にさらされている人権擁護者の身体的保護措置を促進できるとしています。

攻撃や脅迫に対する公的な非難

- 人権擁護者に対する攻撃や脅迫を公に強く非難することは、そうした行為を黙認しないという明確な意思表示となり、再発の防止に役立ちます。
- 例えば、コロンビアの石炭生産企業グループ**（政府および市民社会アクターと共同で）は、人権擁護者に対する脅迫や暴力に対応するための共同プロトコルを策定した。このプロトコルの一環として、人権擁護者に対する脅迫があった場合、企業は、暴力を非難し、自社の名や「利益」を名目とした脅迫や攻撃を一切容認しないことを明確にする声明を公表します。

地域社会との関わり

- 人権擁護者が地域社会の構成員から脅迫や攻撃を受けた場合、地域社会との関わりは特に重要となります。
- 企業は、地域社会や地域リーダーとの会合を主催するか、信頼できるNGOに地域会議の進行を依頼することができます。企業は、脅迫や攻撃を一切容認しない姿勢を強調し、緊張を緩和するよう努めることができます。また、プロジェクトの影響に関する懸念を表明できるよう、人権擁護者やその他のステークホルダーに対して「オープンドア方針（門戸開放方針）」を伝えることも可能です。

関係構築現地の法執行機関または、人権機関との関与

- 地元の法執行機関に対して人権擁護者への脅迫や攻撃を報告することは、その機関が適切に機能している場合には有効ですが、事前に人権擁護者本人の承諾を得る必要があります。人権擁護者は、当局が人権擁護者を標的にしていると考えられる場合、特定の課題や状況を地元の法執行機関に提起することを望まないかもしれません。
- 国家人権機関（NHRI）が存在する場合、その問題や状況を同機関に付託することが有益である。一部のNHRIには、人権擁護者が攻撃を受けている状況を調査する権限が与えられています。

受入国政府への直接的な働きかけ（ダイレクト・アドボカシー）

- 脅威や危害が受入国政府に関連している場合は、直接対話を通じて問題を提起します。
- 問題を企業の最高レベルに持ち上げる。例えば、上級幹部が政府高官に働きかけることが可能です。
- 人権擁護者が法的嫌がらせや恣意的な逮捕・拘束を受けている場合、危害を加えている当事者に対して行動の中止を直接求める書簡や声明を送付するなど、直接的な介入を行います。

直接受入国との 受入国政府 (続き)

- フィンランドの小売企業であるSグループの事例を考えてみましょう。同社は、Sグループのサプライヤーであるナチュラル・フルーツ社に対して強制労働の疑いを提起した人権擁護者であり調査員でもあるアンディ・ホール氏を、タイで提起された一連の名誉毀損訴訟において支援しました。Sグループは、法廷でホール氏の弁護側の証人として証言さえ行いました。ホール氏は最終的にすべての容疑について無罪判決を受けました。

政府に対する間 接的な働きかけ

- 自国政府や大使館を通じて受入国政府に働きかけ、状況への懸念を表明し、人権擁護者の権利に悪影響を及ぼしている行為を中止するよう促します。当該アプローチは、人権擁護者を支援するためのアクセスや影響力の経路を増やし、企業との「共有空間」に不可欠な市民的自由の環境整備に寄与し得ます。

公的または私的 な声明 および書 簡

- 声明や書簡は、人権擁護者に対する脅迫や攻撃を企業が容認しないことを強調し、特に政府が人権擁護者への攻撃に関与している場合に、問題に対する世間の関心を喚起する役割を果たします。
- 声明や書簡は、単独で、あるいは同業者や他のステークホルダーと共同で作成することができます。
 - 個別の書簡であれば、企業は内容や口調をコントロールすることができます。
 - 共同書簡は、ステークホルダー間の共通の懸念を強調することで、より大きな影響力を持つ可能性があり、企業に対する反発のリスクを軽減することができます。
- 例えば、ティファニー社は**2015年、ダイヤモンド産業における人権侵害を記録したことで起訴された調査報道記者兼人権擁護者、ラファエル・マルケス・デ・モライス氏を支援するため、アンゴラ大統領宛ての公開書簡に署名しました。
- 例えば、**2021年2月の軍事政権によるクーデターを受けて、200社以上の多国籍企業および国内企業（ユニリーバを含む）が、「ミャンマーで事業を行う懸念を抱く企業による声明」に署名し、法の支配と人権の尊重を訴えました。

マルチステーク ホルダー および 業界プラットフ ォームを通じた 共同アドボカシ ー

- 業界団体、商工会議所、およびマルチステークホルダー・プラットフォームは、共同で関与し、受入国の政府に対して直接懸念を提起することができます。
- マルチステークホルダーによるアドボカシーは、企業が状況をいかに深刻に受け止めているかを強調し、そのセクターが抱える評判や事業運営上のリスクを反映するものです。
 - 例えば、**アパレル業界における責任ある調達に焦点を当てた2つのマルチステークホルダー・イニシアチブである「**Ethical Trading Initiative**」と「**Fair Labor Association**」のメンバーは、結社の自由をさらに制限する法案や、労働者の権利を守る人権擁護者への弾圧に抗議するため、公開書簡や会合を通じてカンボジア政府に働きかけました。

ステップ6

人権擁護者や市民の自由を支援するための
の長期的な機会を特定する

人権擁護者の活動を支援し、彼らが直面するリスクを軽減し、擁護者にとって安全で活動しやすい環境を構築するために、より長期的な取り組みを行うこともできる。

こうした取り組みは、課題や状況、問題点や機会に応じて任意のものとなります。しかし、それらは、企業や市民社会の基盤となる法の支配、説明責任を果たすガバナンス、市民的自由という共通の基盤を強化する可能性があります。また、ユニリーバの人権に対するコミットメントを反映・強化すると同時に、ユニリーバのステークホルダーに対してそのような支援を実証することにもつながります。人権擁護者や市民的自由を支援するこうした長期的な機会は、公共政策や政府関係の問題について、機関や市民社会と関わるための他のアプローチと整合させることができます。長期的な取り組みは企業単独で行うことも可能ですが、業界の同業者やその他のステークホルダーと、地域、地域、あるいはグローバルなレベルで共同で行う方が、より効果的である場合があります。

検討すべき取り組みには、以下の支援が含まれません：

- 地元および地域の商工会議所、国連グローバル・コンパクト地域ネットワーク、業界団体との連携を通じた「法の支配」を重んじる風土の強化。
- Bonsucroや持続可能なパーム油に関する円卓会議（RSPO）など、責任ある事業慣行に焦点を当てたマルチステークホルダー団体や業界団体を通じた、人権擁護者に関する課題への**主体的な関与**と対話、および国連グローバル・コンパクト地域ネットワークなどのビジネス・プラットフォームを通じた働きかけ。

- 環境および人権への負の影響を回避または軽減するための**予防的**取り組み（国や地域の法律・政策への支援を含む）—例えば、市民社会団体との協働など。
- メディアの自由と多元性、市民教育と情報、および偽情報の撲滅に対する支持の表明など、市民的自由を保護するための**取り組み**。例えば、これらの問題に取り組む市民社会組織への支援や、ビジネスネットワークやプラットフォームを通じた関与など。
- 独立した当局や機関（司法、国家人権機関、オンブズマンなど）の活動、およびそれらの活動を支援する市民社会組織への支持を**表明すること**。
- 偽情報への対策、デジタル・インクルージョンおよびリテラシーの促進に向けた措置への**支援**。例えば、これらの問題に取り組む市民社会組織への支援など。

これらの行動は、他の行動と併せて、長期的に一貫して実施される場合に最も効果的です。

ステップ7

苦情処理メカニズムの利用可能性と安全性を含め、効果的な救済手段へのアクセスを確保すること

人権擁護者は、企業やそのビジネスパートナーに関連して脅迫や攻撃を受けたと確信する場合を含め、企業に対して懸念や苦情を申し立てることができるようにする必要があります。

国連ビジネスと人権に関する作業部会による「国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）」および人権擁護者に関する報告書には、企業が苦情処理メカニズムを人権擁護者にとって安全かつ利用しやすいものとするための提言が含まれており、適用される苦情処理メカニズムの策定にあたっては、これを参照すべきです。企業の苦情処理メカニズムを通じて救済へのアクセスを確保するという目標は、当社の「人権方針声明」の目標と合致している。RPPはまた、ビジネスパートナーに対し、国連指導原則に沿って労働者が苦情処理メカニズムを利用できるようにすることを求めており、ベストプラクティスとして、地域社会が苦情処理メカニズムを利用できるようにすることを推奨しています。

報復禁止のルールを確立する：

- 企業が提供するあらゆる苦情処理メカニズムには、報復禁止の原則および、苦情を申し立てるために当該メカニズムを利用した者に対するいかなる脅迫や攻撃も一切容認しない方針を盛り込むこと。
- 人権擁護者に対する**あらゆる**形態の脅迫や攻撃、および報復行為は、苦情申立て時点において脅迫の源が不明である場合であっても、苦情申立ての根拠となります。
- 苦情処理メカニズムを利用する者に対して報復の脅威が行われた場合、どのような措置が講じられるかを**明確にする**。

苦情処理メカニズムが人権擁護者のニーズを満たすための主要な実践例には、以下が含まれます：

これらの先進的な実践例を参考にし、可能な限り導入することが推奨される苦情処理メカニズムの構築、改善および見直しの過程において、人権擁護者を可能な限り直接関与させることが求められます。そのため、人権擁護者と協議し、具体的には以下の事項について検討します：

- 人権擁護者が希望する苦情申立窓口の形態（実在の事務所、ホットラインWhatsApp番号など）。
- プライバシーと匿名性を確保する方法。
- 苦情処理メカニズムの利用に伴う安全上の懸念 – 例えば、そのプロセスは何らかの形で傍聴可能か？政府当局が苦情処理メカニズムに関する特定の情報の開示を要求し、それによって人権擁護者がさらなる危険にさらされるリスクはあるか？
- 報復の恐れとそのリスク要因。
- 人権擁護者が企業提供の苦情処理メカニズムを利用する際は、独立した助言を受けられるよう、自身の代理人（弁護士やNGOなど）を同伴することを推奨する。
 - 人権擁護者が、独立した弁護士やNGOなどから独立した助言を受けられるよう、財政的支援を提供できるかどうかを検討する。
- 男性と女性の異なるニーズを**考慮すること**。例えば、女性の人権擁護者は、苦情処理メカニズムのスタッフに女性のみが担当することを希望する場合があります。

- 可能な限り、人権擁護者およびNGOと連携し、コミュニティ主導の苦情処理メカニズムの構築に取り組み、コミュニティの構成員が自ら選択した方法により企業に懸念を提起できるようにします。
- ケースファイルへのアクセス制限、コンピュータセキュリティの確保、身元特定につながる情報と案件に関するその他の情報の分離などを含むプライバシーおよび機密保持措置を確立します。
- 政府が苦情処理メカニズムから情報へのアクセスを要求できることにより人権擁護者がさらなるリスクにさらされる可能性があるかを検討し、そのような情報の提供を拒否する法的根拠がない場合には、人権擁護者の匿名性および安全性を維持するために外部の苦情処理窓口に付託することがより適切であるかを検討します。

継続的な学習の源

UNGPsが想定する苦情処理メカニズムは、既存のシステムが人権リスクにどの程度対処しているかについて企業にとっての「継続的な学習の源」となります。人権擁護者に関連するリスクが顕著な状況において苦情処理メカニズムの利用が低いことは、これらのリスクへの対応が成功していることを必ずしも示すものではなく、同時に人権擁護者が当該メカニズムを効果的な救済を提供するものとして信頼していないことを示している可能性があります。

企業は、苦情処理メカニズムを通じて提出されたインシデントを監視し、「人権擁護者に対する虐待のパターン（苦情処理メカニズムを利用する者に対する脅迫を含む）が顕在化する可能性」を特定すべきです。⁷結論は、市場／事業部門内およびグローバル・サステナビリティ責任者（人権）に共有されるべきです。

実施状況および苦情の報告と追跡 – 影響はどのように測定されるか？

苦情処理メカニズムは、人権擁護者本人が関与するインシデントおよび他の当事者が関与するインシデントを記録すべきです。これにより、企業は人権擁護者に対するリスクの傾向、およびそのようなリスクがユニリーバの事業、製品、またはサービスに関与していると主張されている程度を把握するのに役立ちます。

人権擁護者に関わるインシデントが存在しないことを必ずしも意味するものではありません。これは、苦情処理メカニズムに対する信頼の欠如、または人権擁護者の間で当該プロセスに対する理解または認知が不足していることを示している可能性もあります。

実施の成功は、一般にインシデントが存在しない状態として示されるため、関連する指標を定義し確立することは困難です。インシデントの不在が予防措置と具体的に関連しているかどうかを特定するのは難しいかもしれません。しかし、苦情処理メカニズムは、人権擁護者が企業とその苦情処理メカニズムを信頼しているかどうかについて、ある程度の洞察を提供する可能性がある。もし提起されたインシデントの種類は、存在する場合には、リスク軽減措置がどの程度有効であるかについての指標を提供する可能性があります。

7 人権擁護者に関する国連作業部会のガイダンス、2021年

影響の測定

人権擁護者に対する影響、および本実施ガイダンスの影響を測定することは、並々ならぬ困難を伴います。その理由は、企業とそのビジネスパートナーが直面しうる問題や状況の複雑さとデリケートさ、そして予防的なデュー・ディリジェンスから事後的な是正措置に至るまで、講じるべき措置の幅広さにあります。さらに、状況の深刻さ—とりわけ、人権擁護者に対する積極的な脅威や攻撃—に見合った危機対応を決定することは、企業にとって最も困難な課題となる可能性があります。

実施の成功は、主として、企業またはビジネスパートナーが関与したインシデントが存在しない状態として示されます。ただし、意図せずに人権擁護者に悪影響を及ぼすインシデントが発生する可能性もあります。リスクがインパクトに至らない場合には、本ガイダンスに基づく措置が講じられなかった場合にどのような結果が生じていたかを特定することは困難である可能性があります。

しかしながら、アウトプットの測定が困難であっても、インプット、すなわち特定されたリスクに対応するためにどの程度の措置が講じられているかについては測定することが可能です。

これらの入力値は、次のように測定することができます。

インプット	測定指標
リスクの特定	<ul style="list-style-type: none"> 高リスクの商品または市場に関する人権デュー・ディリジェンス・プロセスのうち、リスク評価の一環として人権擁護者に対するリスクを明示的に考慮しているものの割合。 人権擁護者が関与するステークホルダーとの協議（デュー・ディリジェンスの一環として）の割合。 人権擁護者に対するリスクを、交差する脆弱性に基づき、人権擁護者に対するリスクを個別に評価している人権デュー・ディリジェンス・プロセスの割合。
特定されたリスクへの対応 特定されたリスクへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 予防措置を通じて対処された、人権擁護者に対する特定されたリスクの割合。 人権擁護者に対する脅威となり得る問題や状況に関する情報を受け取った、高リスクのビジネスパートナー（市場／商品）の割合。
ビジネスパートナーとのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 高リスクのビジネスパートナー（市場／商品）が、本ガイダンスを実施するための措置を講じたと伝えている割合。 人権擁護者への負の影響に関与したビジネスパートナーが、期限内に状況を適切に是正し、合意された行動計画を実施した程度。
苦情処理メカニズム	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護者への影響に関連する苦情処理メカニズムへの申立て件数（人権擁護者自身またはその他のステークホルダーによるものを含む）。

成果をこれらの原則や本ガイダンスの実施に帰属させることはより困難であるかもしれないが、それでも可能な限り成果を追跡することは極めて重要である。関連する指標としては、以下が挙げられる：

- 人権擁護者に対する負の影響が生じたことが確認され、かつ企業との直接的な関連性または関与が認められた**インシデント**。
- 企業との関連性が認められなくても、当該企業が人権擁護者への負の影響に関与したとする**主張**。

- 人権擁護者に対して現に脅威が存在する場合、または攻撃に対する即時の対応として、人権擁護者を支援するために講じられた**措置**。
- 市場において人権擁護者のための安全で活動可能な環境を促進するために講じられた**措置**。例えば、国連グローバル・コンパクト地域ネットワークや業界団体（持続可能なパーム油に関する円卓会議や消費財フォーラムなど）との連携、あるいは関連する業界フォーラムにおいて同業他社に問題を提起することなど。

人権擁護者を支援するための本実施ガイダンスを具現化するにあたり、ユニリーバおよびそのビジネスパートナーにとっての成功の最も重要な指標は、以下の2つの根本的な問いに対する肯定的な回答に集約されます。

1. 企業また、そのビジネスパートナーは、リスクや脅威を特定・軽減し、必要に応じて攻撃を未然に防ぎ、万一発生した際には救済へのアクセスを確保するために、あらゆる合理的なデュー・ディリジェンスおよびステークホルダー・エンゲージメントの措置を講じたか？
2. 会社およびそのビジネスパートナーは、人権擁護者に対する脅威や攻撃に決して加担しないだけでなく、彼らの極めて重要な活動のための安全で支援的な環境を構築するために、単独で、あるいは他の関係者と共同で、合理的な措置を講じる意思があるか？

一部の問題や状況の複雑さおよびデリケートさは、影響や結果の測定を困難にするだけでなく、企業やビジネスパートナーにとってより根本的なジレンマや難しい選択をもたらす可能性があり、そのような場合には人権擁護者や地域社会との関与や対話が可能かどうか、またそれらを支援すること

が企業やビジネスパートナーにとってホスト国政府との関係においてリスクを生じさせる可能性があるかどうかに関与することがあります。

ジレンマへの対処

本節では、人権擁護者に対するリスクへの対応において生じ得るジレンマを特定し、それへの対応策を示します。

地域社会から信頼されている人権擁護者が対話を拒否した場合、どのように対応すべきか？

一部の人権擁護者は、対話に前向きではない場合があります。その理由の一つとして、企業の担当者や仲介者に対する信頼が欠如しているため、建設的な対話の可能性はないと信じていることが挙げられます。さらに、企業との関わりが、企業からの報復や地域社会での反発といったさらなるリスクにさらされることになると考えている可能性もあります。また、一部の先住民民族コミュニティの人権擁護者が抱く別の理由として、自分たちの文化的アイデンティティや伝統的な経済を蝕むと感じる経済開発や商業活動のモデルそのものを拒否していることが挙げられます。

人権擁護者が対話に応じない場合であっても、将来的に関与できるようにするために、対話の機会を開いた姿勢を維持することが重要です。このオープンドア政策は、直接、あるいは信頼できるNGO、地域の指導者、その他の仲介者を通じて伝えることができます。地元NGOや、国家人権機関の地方事務所などの地域機関を通じて関与を呼びかけることも、時間をかけて信頼を築くのに役立つ選択肢の一つです。

また、人権擁護者が対話に応じない場合には、NGO、国の人権機関、シンクタンク、大学などの信頼できる機関を通じて、自らに対するリスクに関する前提の妥当性を検証することも有用です。

どのような状況下で、人権擁護者や擁護者グループとの関与や対話を条件付きとするか、あるいは制限する必要があるのか人権擁護者グループとの関与や対話を条件付けたり、制限したりする必要があるのはどのような状況か？

人権擁護者は、非暴力的な方法で活動を行います。

企業またはそのビジネスパートナーの従業員や労働者に対する脅迫や攻撃を行う者は、たとえその表明された目標が人権の擁護にあるとしても、人権擁護者とはみなされません。人権擁護者が暴力に訴え始めた場合、その者は正当な人権擁護者としての地位を失うため、あらゆる関与を打ち切ることが適切です。

その他の場合、ある人権擁護者が、自らが代表すると主張するコミュニティにおいて正当性を有しているかどうか不明確なこともあります。人権擁護者が実際に正当性を有しているかどうかについて懸念が生じた場合は、信頼できるNGOや市民社会パートナー、地域の指導者（コミュニティ、地方自治体、宗教指導者）、国内の人権機関、メディア、自国および受入国の政府関係者、その他の情報源との関係や情報に基づき、慎重なデューデリジェンスを行う必要があります。しかし、その人権擁護者がコミュニティ内で正当性を認められているかについて合理的な疑いがある場合でも、関与を縮小する決定を行う際には、それによる評判上のリスクの可能性を考慮する必要があります。

人権擁護者とコミュニティの一部が対立している地域において、コミュニティ内のさらなる紛争を助長するリスクをどのように回避すればよいでしょうか？

ある問題、例えば企業またはそのビジネスパートナーによる土地収用案について、コミュニティが深く対立している場合、人権擁護者は、コミュニティ内部から、あるいは企業やビジネスパートナーとは無関係な他のグループから、脅威や攻撃にさらされる可能性があります。こうした攻撃は、望ましい開発の道筋に関するコミュニティ内の深い対立や、特定のプロジェクトがもたらす人権への影響および社会開発上の利益に対する見解の相違に起因する可能性があります。

事例：

ある企業は、自社の事業活動に反対する人権擁護者に対して脅威があることを認識します。調査の結果、脅威の主な発生源は、当該擁護者を妨害的で「反開発的」と考える地域住民やプロジェクトの労働者であることが判明します。プロジェクトに関わる労働者は、プロジェクトが予定どおり進まない場合に職を失うのではないかと懸念しています。これらの脅威への対応としては、より緊急性の高い措置によってリスクにさらされている擁護者を保護する必要があるかどうかを検討しつつ、地域社会内の緊張の緩和を図ることが求められます。対応策には、企業が批判的な声にも耳を傾ける姿勢を示し、脅威や攻撃に対して一切容認しないことを明確に伝える地域社会との関与が含まれます。また、プロジェクトに批判的な人権擁護者の見解を尊重する重要性について、地域社会の指導者に働きかけることも含まれます。

政府、法執行機関その他の当局が、人権擁護者に対する攻撃に関与している、またはこれを実行している場合、どのように対応すべきか？

場合によっては、人権擁護者が政府と関係のある主体によって標的とされ、嫌がらせや攻撃を受けることがあります。このような状況においては、NGOによる外国資金へのアクセスを制限することや、NGOや個人を「外国の代理人」として位置付けること、あるいは非暴力的な活動を行っている擁護者を拘束することなど、さまざまな対応が取られる可能性があります。

企業またはそのビジネスパートナーが法執行機関と既存の関係を有している場合（例えば、公共の治安部隊がプロジェクトの安全確保を担っている場合など）、企業は人権擁護者に関する自社の方針を明確に伝え、脅威や攻撃に対して一切容認しない姿勢を示すとともに、該当する覚書や合意文書を通じて、人権擁護者に対するリスクに明確に対応すべきです。また、関与のルールにおいても、人権擁護者に対するあらゆる脅威や攻撃を容認しない旨を明記する必要があります。企業は、治安部隊との間で定期的な対話の場を設け、リスクについて協議するとともに、必要に応じて指揮系統を通じて問題を上位に報告・エスカレーションすべきです。

さらに、「安全と人権に関する自主原則

(Voluntary Principles on Security and Human Rights)」のような枠組みは、指針および調整・行動のための基盤を提供します。

一方、法執行機関やその他の加害主体との既存の関係がない場合でも、本ガイダンスのステップ4および5で示されているとおり、依然として取り得る対応策は存在します。どのような対応を取るべきかについては慎重な検討が必要です。人権擁護者を支援または保護するために他のステークホルダーと連携して行動することは、企業に対する報復や反発のリスクを軽減する場合があります。

事例：

場合によっては、企業が政府の背後で静かに働きかけることにより、特定の個人または集団が政府によって標的とされている場合に保護を必要としていること、また、それらの人々に対するいかなる攻撃も、企業に対するものと同様に国内外の世論によって受け止められることを、政府に理解させることに成功しているケースがあります。企業は、特定の問題や状況に真剣に取り組んでいること、特定の脅威を認識していること、そしてさらなる脅威や攻撃を控えることが政府自身の利益にも資することを、どのように伝えるかについて備えておく必要があります。公的な関与が政府や世論からの反発を招くおそれがある場合には、非公開での対応が有効となる場合があります。一方で、警察、国家機関、または国際的なステークホルダーからの批判により、地方、国家、あるいは国際的な場面で反発を招くリスクがある場合もあります。そのため、取るべき対応の形態（特に非公開または公開の対応）については慎重に検討する必要があります。また、可能な場合には、関係国の政府機関や大使館、人権擁護者およびそのNGOパートナーと連携して解決策を見出すことが望まれます。

ビジネスパートナー向け指針

「責任あるパートナー方針」の実施

ユニリーバのビジネスパートナーは、RPPに従い、人権擁護者に対する脅威や攻撃のリスクを尊重し、これに対応することが求められます。人権擁護者に対するあらゆる形態の報復を防止することは、RPPの必須要件の一部です。

- RPPでは、「人権擁護者に対するいかなる虐待、脅威、威嚇、または報復も一切容認しない」と明記されています。

また、RPPは先進的な実務として、SLAPP（公共参加に対する戦略的訴訟）の利用を非難しています。SLAPPは、人権擁護者や市民社会組織、または正当な活動を行う影響を受ける権利保有者を沈黙させるために用いられることがあります。

さらに、「People & Nature 方針」では次のように定めています：

- 「私たちは、地域社会が懸念を表明し、あらゆる声が確実に届くよう支援します。これには、独立した専門家やステークホルダー、権利保有者およびその代表者の声も含まれます。私たちは、人権擁護者（HRDs）とオープンかつ建設的に関与し、協議を行うことにコミットしています。人権擁護者が、制限的な法制度、スティグマ化、および異議の抑圧の結果として攻撃にさらされやすいことを認識しています。私たちは、人権擁護者に対するあらゆる脅威、威嚇、または報復を非難します」。

ビジネスパートナーは、人権擁護者に対する脅威や攻撃のリスクを特定し、これらのリスクに対処するために積極的な措置を講じることが不可欠です。これにより、虐待、脅威、威嚇、または報復への関与を防止することが求められます。

ビジネスパートナーは、「責任あるパートナー方針」における人権擁護者に関する要件を遵守する必要があります。本実施ガイダンスは、遵守を確保するための実践的な手順を示しています。ただし、ビジネスパートナーは、既存のプロセスやリスク軽減の仕組みを適用し、人権擁護者に対するリスクを特定し、対処することもできます。

さらに、ビジネスパートナーは、人権および環境に関するデューデリジェンスを実施し、人権擁護者に対するリスクの評価を含めることで、自らのサプライチェーンにおいて同等の期待事項を展開することが求められます。

このため、当社は、人権擁護者と関わる可能性のあるビジネスパートナーに対し、本ガイダンスまたは同等の措置を実施するとともに、その第三者サプライチェーンにおいても同等の期待事項をサプライチェーン全体に適用することを求めます。具体的には、以下の事項が含まれます。

1. 人権擁護者に対する、身体的であるか否かを問わず、いかなる形態の攻撃も絶対に容認しないことを確約すること。これには、ビジネスパートナーの事業活動に関連する問題について提言を行う人権擁護者も含まれます。

ビジネスパートナーは、関連する従業員・労働者が以下のことを確実にを行うよう確保しなければなりません：

- ビジネスパートナーが人権擁護者の権利を尊重するというコミットメントが、国連ビジネスと人権に関する指導原則などの主要な基準や枠組みとどのように整合しているかを十分に理解していること。

- 人権擁護者が誰であり、その活動がなぜ重要であるかを**理解すること**。

ビジネスパートナーは、自社のコミットメント、人権擁護者の活動内容、および彼らが攻撃にさらされやすい状況について、それぞれの国や地域の状況に合わせて調整した研修プログラムの開発を検討することが望まれます。

2. 人権擁護者に対するリスクを、自社のリスク評価またはデュー・ディリジェンス・システムに組み込む

ビジネスパートナーは、RPPの遵守を確保するため、自社のリスク評価プロセスまたはデュー・ディリジェンスの一環として、人権擁護者に対するリスクを明確に特定し、対処する必要があります。このリスク評価は、企業グループ全体の社内業務および第三者サプライチェーンの双方を対象とする必要があります。

本実施ガイダンスは、その方法に関する実践的な助言を提供する。人権擁護者に対するリスクの特定は既存のプロセスに組み込むことが可能であるが、ビジネスパートナーは以下を実行するものとします：

- NGO／市民社会、メディア、その他の情報源と**協議し**、該当する状況における人権擁護者へのリスクを把握すること。

- 可能な限り人権擁護者と**協議し**、彼らが直面するリスクを把握すること。

- ビジネスパートナーの事業、製品、サービスに関連する人権擁護者へのリスク（報復のリスクを含む）を**特定する**（例：土地取得、土地利用、環境への影響、製造拠点の労働条件に関連するもの）。

- 全体的なデュー・ディリジェンスの一環として、リスクの深刻度を**評価する**。

3. 特定されたリスクに対処するための計画を、必要に応じてユニリーバと連携して実施する

人権擁護者に対するリスクが特定された場合、または負の影響が生じた場合、ビジネスパートナーは直ちに、これらのリスクを低減するか、実際に生じた影響を緩和・是正するための措置を講じる必要があります。具体的には、以下の対応を行うべきです：

- 人権擁護者に対するリスクに対処するための、期限を定め、進捗を監視可能な計画を**策定する**。
 - RPP（人権保護方針）への違反の可能性があることが特定された場合、状況を是正するための計画を遅滞なくユニリーバに報告しなければなりません。重大なリスクの場合、ユニリーバによる計画の承認が必要となる場合があります。
- 計画の進捗状況は定期的に評価し、報告する必要があります。
- ビジネスパートナーに対しては、ユニリーバは特にリスクが重大など、特定の状況において問題の予防または軽減のための計画について助言し、承認することがあります。
- リスクがビジネスパートナー自身の第三者サプライチェーンに存在する場合、ユニリーバは、当該下請け業者との問題に対処する方法について助言を行い、協議を行うことがあります。

4. 人権擁護者を含むすべての利用者が、安全かつ容易に苦情処理メカニズムを利用できるようにする

ビジネスパートナーは、人権擁護者を含む影響を受けるステークホルダーが懸念事項を直接提起できる独自の苦情処理窓口を設けるべきである。苦情処理メカニズムが人権擁護者にとって安全かつ利用しやすいものであることを確保するため、ビジネスパートナーは、本ガイダンスに記載されている行動を参考にし、人権擁護者が既存の苦情処理メカニズムを確実に利用できるようにするために必要な措置の理解を求めます。

さらに、ビジネスパートナーは以下を行わなければなりません：

- 苦情処理メカニズムを継続的な学習の源として**活用し**、人権擁護者および彼らが直面するリスクに関するビジネスパートナー自身のデュー・ディリジェンス・プロセスに反映させること。
- ビジネスパートナーの苦情処理メカニズムを利用することが、裁判所を含む他の救済手段へのアクセスを妨げないよう**確保すること**。

付録：枠組みと基準

ユニリーバの「人権擁護者支援に関する原則」は、国連ビジネスと人権に関する指導原則（NGPs）および同原則を基盤とする国際人権基準に基づいています。

人権擁護者に関連する企業の責任に取り組む、互いに補完し、強化し合う2つの主要な枠組み（いずれもUNGPと整合している）があります：

- 『圧力下における共有空間：市民的自由と人権擁護者に対する企業の支援（2018年）』は、脅威や攻撃に対応するという規範的責任と裁量的対応の機会に基づき、企業が人権擁護者や市民的自由を支援すべきかどうか、また支援する場合その方法を決定するための、分析的かつ実践的な意思決定枠組みを提供しています。
- 国連ビジネスと人権に関する作業部会の『ビジネスと人権に関する指導原則：人権擁護者への尊重を確保するためのガイダンス』（2021年）は、デュー・ディリジェンスと救済措置に重点を置き、人権擁護者に対する負の影響を予防・対処することについて、国家および企業に助言しています。

本実施ガイダンスは、これら2つの枠組みを基盤とし、さらに人権擁護者に適用される関連する国際宣言や枠組みに基づいており、以下のものを含みます：

- 『国連人権擁護者宣言』。
- 『先住民族の権利に関する国連宣言』（これは、とりわけFPIC（自由な事前の同意）および先住民族の自決権の理解に資するものである）。
- 国連人権擁護者の状況に関する特別報告者の活動。
- 国連人権と環境に関する特別報告者の活動。
- OECD多国籍企業指針の実施を支援するために策定された、責任ある企業行動のためのデュー・ディリジェンスに関するOECDガイダンス。